

全体についての消防計画
(防火・防災管理)

(防火・防災管理) 全体についての消防計画作成チェック表

作成する内容		作成チェック
第1章 総則		
第1 計画の目的及び適用範囲等	1 目的	
	2 適用範囲	
	3 管理の権原の及ぶ範囲	
	4 災害想定	
第2 管理権原者の責務等	1 管理権原者の責務	
	★2 協議会の設置等 (設置する・設置しない)	
	★3 協議会の審議事項	
	▲4 防火・防災管理委員会の設置等 (設置する・設置しない)	
	▲5 防火・防災管理業務の委託 (該当・非該当)	
第3 統括防火・防災管理者、 防火・防災管理者等の責務等	1 統括防火・防災管理者の責務	
	2 防火・防災管理者の責務	
第2章 予防的事項		
第4 火災、地震等に共通の事項	1 防火・防災管理状況の把握	
	2 点検・検査	
	3 消防用設備等の機能維持	
	4 工事中の安全対策	
	▲5 内装制限等の遵守	
	6 避難経路図の掲示	
	7 定員・収容人員の管理	
	8 休日・夜間等の対応	
	9 関係機関との連絡	
	10 防火・防災管理維持台帳への記録	
第5 火災に関する事項	1 出火防止対策	
	2 従業員等の遵守事項	
	3 放火防止対策	
	4 危険物品等の管理	
	5 防火・避難施設等に対する管理及び遵守 事項	
第6 地震等に関する事項	▲1 建物等の耐震診断等	
	2 収容物等の転倒・落下・移動防止措置	
	▲3 緊急地震速報の活用	
	4 ライフラインの途絶に対する予防措置	
	5 地域防災計画等との調整	
第3章 応急対策的事項		
第7 火災、地震等に共通の事項	1 自衛消防組織の編成等	
	2 自衛消防組織の活動範囲	
	3 本部隊の任務	
	4 地区隊の任務	
	5 自衛消防組織の運用	
	6 自衛消防組織の装備	
	7 指揮命令体系	
第8 火災に関する事項	1 火災発見時の措置	
	2 通報連絡	

		3 消火活動	
		4 避難誘導	
		5 安全防護	
		6 救出救護	
		7 消防機関への情報提供等	
第9 地震に関する事項		▲1 緊急地震速報受信時の対応	
		2 発生時の初期対応	
		▲3 地震災害対策本部の設置	
		4 被害状況の確認	
		5 救出救護	
		6 エレベーター停止への対応	
		7 地震による出火防止への対応	
		8 避難施設・建物損壊への対応	
		9 ライフライン等の機能不全への対応	
		10 避難誘導	
		11 避難命令の伝達	
		12 避難上の留意事項	
		13 帰宅困難者対策	
		14 ライフライン、危険物等に関する二次災害発生防止	
		15 復旧作業等の実施	
第10 警戒宣言等が発せられた場合の対策		1 警戒宣言等の対応	
		2 その他の災害に対する対応	
第4章 教育訓練			
第11 教育		1 各管理権原者の取組み	
		2 防火・防災管理者の教育	
		3 自衛消防組織の要員に対する教育	
		4 統括管理者等の資格管理	
		5 従業員等の教育	
		6 防火・防災教育担当者への教育	
第12 訓練の実施		1 従業員等の訓練	
		2 訓練時の安全対策	
		3 自衛消防訓練実施結果の検討	
		4 自衛消防訓練の通知	
第13 雑則	別表1	災害想定	
	別表2	★共同防火・防災管理協議会	
	別表3	▲防火・防災管理委員会構成表	
	別表4	▲防火・防災管理業務委託状況表	
	別表5	防火対象物等実態把握表	
	別表6	予防管理表	
	別表7	消防用設備等自主点検チェック表（定期）	
	別表8	建物・防火・避難施設等自主検査チェック表（定期）	

	別表 9	休日・夜間等の防火・防災管理体制	
	別表 10	転倒・落下・移動防止措置等の自主検査 チェック表（定期）	
	別表 11	自衛消防活動装備品リスト	
	別表 12	自衛消防業務講習修了者管理表	
	別表 13	自衛消防訓練実施結果記録書	
	別図 1	管理権原の範囲を明示する図※建物各階	
	別図 2	避難経路図	
	別図 3	避難判断基準	
	別記 1	共同自衛消防組織連絡協議会運用要領	
	別記 1 の別表 1	共同自衛消防組織連絡協議会構成表一覧表	
	別記 1 の 別表 2 - 1	自衛消防組織の編成表（本部隊）	
	別記 1 の 別表 2 - 2	自衛消防組織の編成表（地区隊）	
	別記 2	地震災害対策本部	

- (備考)
- 1 作成チェックは、統括防火・防災管理者が、消防計画の作成にあたり、必要項目を確認し、作成したものについて「✓」印でチェックしてください。
 - 2 建物全体の実態に合わせて作成した別表・別図については、別表等の空欄に記入してください。

(記入上の注意事項)

- 1 ▲印は、該当する場合に記入及び適用してください。
- 2 ★印は、共同防火・防災管理協議会が設置されている場合に記入及び適用してください。

※ 法令上、統括防火・防災管理者の選任に係る協議の方法は任意であることから、建物全体の防火・防災管理に関する事項について協議を図る場合は、組織や会議等の設置が想定される。

平成 年 月 日作成

第1章 総 則

第1節 計画の目的及び適用範囲等

(目 的)

第1条 この計画は、消防法第8条の2第1項及び消防法第36条第1項において読み替えて準用する消防法第8条の2第1項に基づき、_____の全体の防火管理及び防災管理についての必要な事項を定め、火災の予防及び火災、大規模地震、その他の災害（以下「火災、地震等」という。）による人命の安全及び被害の軽減を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この計画に定めた事項については次の者及び部分に適用する。

(1) _____に勤務し、出入りするすべての者。

▲(2) _____の防火管理及び防災管理上必要な業務（以下「防火・防災管理業務」という。）を受託している者。

2 この計画を適用する場所の範囲は、本建物及び敷地内のすべてとする。

(管理権原の及ぶ範囲)

第3条 管理権原の及ぶ範囲は、別図1「管理権原の範囲を明示する図」のとおりとする。

なお、各事業所の消防計画においてもその範囲を明示するものとする。

2 各事業所の管理権原者は、防火管理及び防災管理（以下「防火・防災管理」という。）の実態を把握し、防火管理者及防災管理者（以下「防火・防災管理者」という。）に防火・防災管理業務を適切に行わせなければならない。

(災害想定)

第4条 この計画は、大規模地震発生時（震度6強程度）における別表1「災害想定」に基づく災害想定を行い作成したものであり、各事業所の防火・防災管理者は、消防計画の作成に当たっては、当該災害想定に対応した対策を行うものとする。

第2節 管理権原者の責務等

(管理権原者の責務)

第5条 各管理権原者は、この計画を遵守し、建物全体についての安全性を高めるように努め、次の事項について責務を有する。

(1) 管理権原者間の協議により、建物全体の防火・防災管理業務を適正に遂行できる権限と知識を

有する者を統括防火管理者及び統括防災管理者（以下「統括防火・防災管理者」という。）に選任（解任）すること。

- (2) 統括防火・防災管理者に建物全体についての消防計画の作成その他建物全体についての防火・防災管理業務を行わせること。
 - (3) 統括防火・防災管理者を選任（解任）した場合、消防機関へ届け出ること。
 - (4) 統括防火・防災管理者の届出等の消防機関との連絡など防火・防災管理上必要な事項を行うとともに、相互に意志の疎通を図り、建物全体の安全性の確保に努めること。
 - (5) 建物の全体についての防火・防災管理業務の実施体制を確立し、維持すること。
 - (6) 火災、地震等が発生した場合、自衛消防活動の全般についての責任を共同して負うこと。
 - (7) 火災等発生の情報を受けた場合、自衛消防組織の本部（防災センター等に設置。以下「自衛消防本部」という。）の設置を統括管理者に指示すること。
- ▲(8) 一部委託した防火・防災管理業務が確実に遵守されるように相互に協力すること。

★（協議会の設置等）

第6条 _____の建物全体についての防火・防災管理を行うため、

別表2「共同防火・防災管理協議会」の協議会構成員をもって、_____共同防火・防災管理協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

- 2 協議会の事務局は、_____に置くものとし、協議会代表者（以下「会長」という。）及び統括防火・防災管理者の指示のもとで、協議会の事務を行う。
- 3 協議会の会長は、_____とする。
- 4 副会長は、_____及び_____とする。
- 5 会長は、各管理権原者と協議して、統括防火・防災管理者を選任（解任）し、消防機関へ届け出るものとする。
- 6 会長は、統括防火・防災管理者に建物全体についての消防計画の作成及び建物全体についての防火・防災管理業務を行わせるものとする。
- 7 会長は、各管理権原者（以下「協議会構成員」という。）と相互に意志の疎通を図り協議会の円滑な運営に努める。
- 8 副会長は、会長を補佐し会長が不在の場合は、その職務を代行する。

★（協議会の審議事項等）

第7条 協議会は、建物全体についての防火・防災管理を行うための基本的な次の事項について審議し、決定する。

- (1) 協議会の設置及び運用に関すること。
 - (2) 協議会の代表者の選任に関すること。
 - (3) 統括防火・防災管理者に付与する建物全体についての防火・防災管理上の権限に関すること。
 - (4) 建物全体についての消防計画及び建物全体についての防火・防災管理上必要な事項に関すること。
 - (5) 建物全体についての消防計画と各事業所の消防計画との整合に関すること。
- 2 協議会の会議は、定例会及び臨時会とする。
- (1) 定例会は、____月、____月の年2回開催する。

- (2) 臨時会は、会長が必要であると認めるときに開催する。
- (3) 会長は、必要に応じて統括防火・防災管理者を参加させるものとする。

▲（防火・防災管理委員会の設置等）

第8条 統括防火・防災管理者は、_____の建物全体についての防火・防災管理業務の効果的な推進を図るため、防火・防災管理委員会を設け、建物全体についての消防計画の作成及び見直し等の調査・研究を行うものとする。

2 防火・防災管理委員会の構成は、別表3「防火・防災管理委員会構成表」のとおりとする。

3 防火・防災管理委員会は、次の事項について調査・研究するものとする。

- (1) 防火・避難施設、消防用設備等の点検・維持管理に関すること。
- (2) 自衛消防組織の運用体制・装備に関すること。
- (3) 自衛消防訓練に関すること。
- (4) 従業員等の教育訓練に関すること。
- (5) その他防火・防災管理上必要なこと。

4 防火・防災管理委員会委員長は、会議を___月と___月に行い、次の場合、臨時に開催する。

- (1) 社会的影響の大きい災害が発生したとき。
- (2) 防火・防災管理者などからの報告、提案により必要と認めるとき。
- (3) 本建物で火災、地震等が発生したとき。

5 統括防火・防災管理者は、防火・防災管理委員会の調査研究結果を各管理権原者に報告するとともに、必要に応じて建物全体についての消防計画の見直しを行うものとする。

▲（防火・防災管理業務の委託）

第9条 _____の建物全体についての防火・防災管理業務の一部を委託を受けて行う者（以下「受託者」という。）は、この計画に定めるところにより、管理権原者、統括防火・防災管理者、統括管理者等の指示、指揮命令の下に適正に業務を実施する。

2 受託者は、受託した建物全体についての防火・防災管理業務について、定期的に統括防火・防災管理者に報告する。

3 受託者の建物全体についての防火・防災管理業務の実施範囲及び方法は、別表4「防火・防災管理業務委託状況表」のとおりとする。

第3節 統括防火・防災管理者、防火・防災管理者等の責務等

（統括防火・防災管理者の責務）

第10条 統括防火・防災管理者は、_____の建物全体についての防火・防災管理業務について、次の事項について責務を有する。

- (1) 火災、地震等の災害発生時の被害想定に基づく建物全体についての消防計画の作成又は変更に関すること。
- (2) 建物全体についての消防計画に基づく消火、通報及び避難誘導などの訓練の定期的な実施及び建物全体の避難訓練の実施に関すること。
- (3) 廊下、階段、避難口、安全区画、防煙区画その他の避難施設の維持管理に関すること。

- (4) 火災、地震等が発生した場合における建物全体の避難誘導、要救助者の救出等の共同自衛消防組織の活動体制の維持に関すること。
 - (5) 火災、地震等の災害発生時における消防隊に対する建物の構造等の必要な情報提供及び消防隊の誘導等に関すること。
 - (6) 建物全体についての消防計画の管理権原者への周知に関すること。
 - (7) その他防火・防災管理上必要と認める事項に関すること。
- 2 統括防火・防災管理者は、建物全体についての防火・防災管理上必要な業務を行う場合、各事業所の防火・防災管理者に対して必要な事項を指示することができる。
 - 3 統括防火・防災管理者は、消防機関等に対する全体についての消防計画の届出、報告及び防火・防災管理業務に関する記録等の保管をしなければならない。
 - 4 統括防火・防災管理者は、別表5「防火対象物等実態把握表」により建物の実態を把握するとともに、各事業所の防火・防災管理者と相互の連絡を保ち建物全体の安全性の確保に努めなければならない。

(防火・防災管理者の責務)

第11条 各事業所の防火・防災管理者は、統括防火・防災管理者の指示、命令を遵守するとともに、次に掲げる防火・防災管理上必要な事項について統括防火・防災管理者に報告する。

- (1) 防火・防災管理者を選任（解任）したとき。
 - (2) 消防計画を作成または変更するとき。
 - (3) 統括防火・防災管理者から指示、命令された事項の結果。
 - (4) 防火対象物、防災管理及び消防用設備等・特殊消防用設備等の法定点検を実施するとき。
 - (5) 用途及び消防用設備等・特殊消防用設備等を変更するとき。
 - (6) 内装の改修などの工事を行うとき。
 - (7) 大量の可燃物の搬入・搬出又は危険物及び引火性物品を貯蔵・取扱うとき。
 - (8) 臨時に火気を使用するとき。
 - (9) 火気を使用する設備器具（以下「火気使用設備器具」という。）又は電気設備の新設、移設、改修等を行うとき。
 - (10) 消防計画に定める消防機関への報告及び届出を行うとき。
 - (11) 防火・防災上の建物構造の不備や消防用設備等の不備欠陥が発見されたとき及びそれらを改修するとき。
 - (12) 防火・防災管理業務の一部を委託するとき。
 - (13) 催物を開催するとき。
 - (14) 消防計画に定めた訓練を実施するとき。
 - (15) その他防火・防災管理上必要な事項。
- 2 各事業所の防火・防災管理者は、この計画と整合を図り、事業所ごとに消防計画を作成し、防火・防災管理業務を行う。
 - 3 各事業所の防火・防災管理者は、他の防火・防災管理者と相互に連絡を保ち、協力して防火・防災管理業務を推進する。

第2章 火災予防事項

第1節 火災、地震等に共通的事項

(防火・防災管理状況の把握)

第12条 統括防火・防災管理者は、各事業所の防火・防災管理者等と連携を図り、建物全体の防火・防災管理業務に必要な実態を別表6「予防管理表」により調査し、全体を把握するものとする。

(点検・検査)

第13条 防火対象物及び防災管理対象物並びに消防用設備等・特殊消防用設備等の法定点検は、次による。

(1) 防火対象物及び防災管理の法定点検

ア 防火対象物及び防災管理の法定点検は、共用部分は_____の責任により行い、各事業所の占有部分は各事業所の管理権原者の責任により行う。

イ 統括防火・防災管理者及び当該事業所の防火・防災管理者は、法定点検に立ち会う。

(2) 消防用設備等・特殊消防用設備等の法定点検

ア 消防用設備等・特殊消防用設備等の法定点検は、_____の責任により行う。

ただし、事業所が独自に設置した消防用設備等・特殊消防用設備等は、当該設置事業所の責任により行う。

イ 消防用設備等・特殊消防用設備等の法定点検は、_____に委託して、___月と___月の年2回実施する。

ウ 統括防火・防災管理者及び当該事業所の防火・防災管理者は、法定点検に立ち会う。

2 消防用設備等・特殊消防用設備等及び防火・避難施設等の自主点検は、次による。

(1) 消防用設備等・特殊消防用設備等の自主点検

ア 消防用設備等・特殊消防用設備等の自主点検は、_____が別表7「消防用設備等自主点検チェック表」(定期)により、定期的な法定点検(6ヶ月ごとに1回)の合間に、概ね2回以上行う。

イ 各事業所の占有部分に設置されている消防用設備等・特殊消防用設備等の自主点検は、法定点検の合間に行うものとし、実施方法、時期等については各事業所の消防計画に定め行うものとする。

▲ウ 統括防火・防災管理者は、消防用設備等・特殊消防用設備等に特例が適用されている場合の特例適用条件の適否についても、合わせて実施しなければならない。

(2) 防火・避難施設等の自主点検等

ア 建物、避難施設、防火設備、排煙施設(設備)及び火気使用設備器具等の自主検査は、_____が別表8「建物・防火・避難施設等自主検査チェック表」(定期)により定期的に行う。

イ 各事業所の占有部分の自主検査については、各事業所の消防計画に定め行うものとする。

なお、各事業所の自主検査の実施範囲には、各事業所が日常使用する廊下、階段等の避難上必要な施設を含めるものとする。

(消防用設備等の機能維持)

第14条 防火対象物等、消防用設備等・特殊消防用設備等、防火・避難施設等の法定点検・検査及び自主点検・検査を実施した結果、不備欠陥又は改修する事項がある場合は、各管理権原者の責任の範囲により、統括防火・防災管理者又は防火・防災管理者が改修計画を策定する。

2 防火対象物等、消防用設備等・特殊消防用設備等、防火・避難施設等の法定点検・検査及び自主点検・検査で発見された不備欠陥箇所の改修等は、改修計画に基づき各管理権原者の責任の範囲により行う。

(工事中の安全対策)

第15条 建物内の消防用設備等の改修工事、用途変更等及び催物の開催など不定期に行われる工事等において、関係法令の適合の確認や工事中の火気管理等の確認など防火・防災上の安全対策に関する事項は、建物全体についての消防計画に定める事項を遵守するとともに、共用部分については統括防火・防災管理者、事業所の占有部分については各事業所の防火・防災管理者が工事中の安全対策を策定する。

2 統括防火・防災管理者は、複数の事業所にわたる増築、模様替え等の工事が行われる場合、当該工事を行う各事業所の防火・防災管理者で協議し「工事中の消防計画」を作成し届出をさせるものとする。

3 統括防火・防災管理者、防火・防災管理者は、各事業所が行う用途変更・間仕切り変更・内装等の変更工事等又は催物の開催など不定期に行われる工事等に関し、必要に応じて工事・催物等の計画内容等の確認や現場確認を行い、関係法令の適合の確認や火気管理等の防火・防災上の確認を行うものとする。

▲ (内装制限等の遵守)

第16条 本建物において改修等で使用する内装材は、関係法令で定める仕様以上としなければならない。

2 本建物内で使用するカーテン、じゅうたん等は、防災物品としなければならない。

(避難経路図の掲示)

第17条 統括防火・防災管理者は、人命の安全を確保するため見やすい場所に、各階ごとに消防用設備等の設置図及び屋外へ通じる避難経路を明示した「避難経路図」を別図2のとおり作成し、自衛消防隊員並びに従業員等に周知徹底するものとする。

(定員・収容人員の管理)

第18条 統括防火・防災管理者は、本建物内で催物等により、共用部分等において臨時に混雑が予測される場合は、あらかじめ入場制限等の措置を講じるとともに避難経路の確保や避難誘導員の配置等必要な措置を行う。

2 各事業所の防火・防災管理者は、用途区分毎に定められた定員を遵守するとともに、定員を超えるような混雑が予想される場合は、掲示板、案内板、放送等により入場制限を行うものとする。

(休日・夜間等の対応)

第19条 統括防火・防災管理者は、休日・夜間等の建物内の状況を把握し、別表9「休日・夜間等の自衛消防組織体制」の管理体制により対応するものとする。

2 各事業所の防火・防災管理者は、消防計画に事業所の休日・夜間等における防火・防災管理体制について定めるとともに、特異事項については、統括防火・防災管理者に報告する。

(関係機関との連絡)

第20条 統括防火・防災管理者は、各種報告・届出及び自衛消防訓練等について消防機関等と事前相談等連絡を十分に行い、防火・防災管理業務の適正な遂行に努めるものとする。

(防火・防災管理維持台帳への記録)

第21条 統括防火・防災管理者は、建物全体（各事業所の占有部分を除く。）についての防火・防災管理業務の実施結果及び防火・防災管理業務に必要な書類等を取りまとめ、防火・防災管理維持台帳に編冊し、整理及び保管しておく。

2 各事業所の管理権原者は、事業所の占有部分の防火・防災管理業務の実施結果及び防火・防災管理業務に必要な書類等を取りまとめ、防火・防災管理維持台帳に編冊・整理及び保管しておく。

第2節 火災に関する事項

(出火防止対策)

第22条 建物全体についての火気使用設備器具等、喫煙管理及び放火防止対策など出火防止業務に関する事項は、この計画に定める対策を遵守するとともに、共用部分については統括防火・防災管理者、事業所の占有部分については各事業所の防火・防災管理者が責任を持って行うものとし、各事業所の消防計画に定めるものとする。

(従業員等の遵守事項)

第23条 本建物内の従業員等が火気を使用する場合及び防火・避難施設に対する遵守事項等については、各事業所の消防計画に定めるものとする。

(放火防止対策)

第24条 統括防火・防災管理者は、放火防止対策について、各事業所の消防計画に定めるほか、次の対策を推進する。

- (1) 死角となりやすい通路、階段室、洗面所等に可燃物を置かない。
- (2) 物置、ゴミ集積所等の施錠管理を徹底する。
- (3) 階段室、トイレ等死角となる場所の挙動不審者の監視を行う。
- (4) 監視カメラ等による死角の解消及び死角となる場所の不定期的な巡回監視を行う。
- (5) 夜間通用口における入館者チェックを徹底する。

(危険物品等の管理)

第25条 本建物内へは、原則として危険物品の持ち込みを禁止する。

ただし、本建物内への持ち込みが禁止されている危険物品の使用が申請等により認められた場合は、次の事項を遵守し、安全管理を行うものとする。

- (1) 危険物を貯蔵し又は取り扱う場所においては、火気を使用しないこと。
- (2) 危険物を貯蔵し又は取り扱う場所においては、常に整理・清掃を行うとともに、みだりに不必要なものを置かないこと。
- (3) 危険物が漏れ、あふれ又は飛散しないようにすること。
- (4) 指定可燃物及び高圧ガス等の危険物品等については、それぞれの関係法令に基づき、取り扱うこと。
- (5) 定期的に点検し、その結果を記録保存し安全管理に活用すること。

(防火・避難施設等に対する管理及び遵守事項)

第26条 統括防火・防災管理者は、避難施設及び防火設備の機能を有効に保持するため、次の事項を徹底する。

- (1) 避難通路、避難口、廊下、階段その他の避難施設
 - ア 避難の障害となる設備を設け又は物品を置かないこと。
 - イ 床面は避難に際し、つまずき、すべり等を生じないように維持管理すること。
 - ウ 避難口等に設ける扉は、容易に解錠し開放できるものとし、開放した場合は廊下、階段等の幅員を有効に維持すること。
 - (2) 火災の延焼を防止するための防火設備
 - ア 防火戸や防火シャッターは、常時閉鎖できるようにその機能を有効に保持し閉鎖の障害となる物品を置かないこと。
なお、防火戸や防火シャッターの開閉位置と他の部分とを色別しておくこと。
 - イ 防火戸や防火シャッターに近接して延焼の媒体となる可燃性物品を置かないこと
- 2 各事業所の廊下、階段、避難口、避難通路の確保など避難上必要な施設等の維持管理に関する事項は、各事業所の消防計画に定めるものとする。
- 3 各事業所の防火・防災管理者は、避難施設、防火設備の役割を従業員等に十分認識させるとともに、定期的に点検、検査を実施し、施設、設備の機能確保に努めるものとする。

第3節 地震等に関する事項

▲ (建物等の耐震診断等)

第27条 統括防火・防災管理者及び防火・防災管理者は、建物・設備等の耐震診断を必要に応じて行い、建物、設備等の維持管理に努めるものとする。ただし、建物・設備等に不備、不整合等がある場合は、速やかに管理権原者に報告し、改修を図るものとする。

- 2 統括防火・防災管理者及び防火管理者は、地震が発生した場合は、想定震度以下であっても、地震後に点検・検査を実施し、安全の確認及び必要な措置を行う。
- 3 管理権原者は、建物構造の不備や消防用設備等の不備欠陥が発見された場合は、速やかに改修を図るものとする。

(収容物等の転倒・落下・移動防止措置)

第28条 統括防火・防災管理者は、建物全体の施設、設備・機器等の転倒・落下・移動防止措置を行う。

- 2 統括防火・防災管理者は、収容物等の転倒・落下・移動防止措置等の確認については、別表10「転倒・落下・移動防止措置等の自主チェック表(定期)」により建物等の自主検査に合わせ実施し、不備欠陥が発見された場合は、応急措置を行うとともに、改修計画を策定する。
- 3 各事業所内のオフィス事務機器、ロッカー、棚等の店頭・落下・移動防止措置等(金具による固定、飛散防止フィルムのガラスへの貼付等)及び安全対策については、各事業所の消防計画に定める。

▲(緊急地震速報の活用)

第29条 管理権原者は、緊急地震速報を活用するため必要な機器の設置に努めるものとする。

(ライフラインの途絶に対する予防措置)

第30条 統括防火・防災管理者は、地震時のライフラインなどが途絶する場合の予防措置として、次のことを行う。

- (1) 停電に備えて、自家用発電機、発動発電機、蓄電池及び携帯用照明器具等の確保を図るとともに平素からこれらの取扱要領を防火・防災管理者等に習得させておく。
 - (2) ガスの供給停止に備えて、プロパンガスボンベ、カセットコンロボンベ、灯油、炭等の確保を図る。
 - (3) 断水に備えて、建物全体で保有する水量の把握とともに、生活水の確保及びトイレ用具等の確保を図る。
 - (4) 通信不全に備えて、電話回線の複線化及び無線機、トランシーバー、拡声器等非常時の通信手段の確保を図るとともに平素からこれらの取扱訓練を行う。
- 2 防火・防災管理者は、ライフラインの途絶に備え、非常用物品等の確保について各事業所の消防計画に定めるものとする。

(地域防災計画等との調整)

第31条 統括防火・防災管理者は、消防に係る法令等及び市川市 WEB サイト内で掲載されている市川市地域防災計画(震災編)、いちかわの地震被害想定、減災マップ等を定期的に確認し、建物全体についての消防計画との整合性に努めるものとする。

第3章 応急対策的事項

第1節 火災、地震等に共通的事項

(自衛消防組織の編成等)

- 第32条** 火災、地震その他の災害等による人的又は物的な被害を最小限に止めるため、別記1「_____の共同自衛消防組織連絡協議会運用要領」により_____の自衛消防組織に関する協議会（以下「連絡協議会」という。）を設置し、共同の自衛消防組織を編成する。
- 2 自衛消防組織は、統括管理者が統括指揮する。
 - 3 統括管理者は、自衛消防業務講習受講者等の法令資格者がその任にあたる。
 - 4 自衛消防組織には、統括管理者不在時の任務の代行者（以下「統括管理者の代行者」という。）を定める。
 - 5 自衛消防組織には、本部隊及び地区隊を編成するものとする。
 - 6 本部隊には、指揮班、通報連絡（情報）班、初期消火班、避難誘導班、安全防護班、応急救護班を置き各班には班長を置く。また各班に必要な人員は各事業所が分担する。
 - 7 本部隊は、自衛消防本部を活動拠点とし、防災センター等勤務員を本部隊に配置する。
 - 8 地区隊は、各事業所の自衛消防組織の人員をもって編成し、その組織及び任務は、各事業所の消防計画に定める。
 - 9 自衛消防組織の編成及び主たる任務は、別記1の8に基づき定める別記1の別表2-1「_____の自衛消防組織の編成表（本部隊）」及び別記1の別表2-2「_____の自衛消防組織の編成表（地区隊）」のとおりとする。

(自衛消防の組織の活動範囲)

- 第33条** 自衛消防組織の活動範囲は、原則として_____全体とする。
- 2 隣接する建物等からの火災による延焼を阻止する必要がある場合は、本建物に設置されている消防用設備等・特殊消防用設備等を有効に活用できる範囲内において、統括管理者の判断に基づき活動する。

(本部隊の任務)

- 第34条** 本部隊は、連絡協議会で定める管理範囲内の火災等において強力なリーダーシップを発揮し初動対応及び全体の統制を行うものとする。
- 2 本部隊は、防災センター等勤務員を中核として、次の活動を行うものとする。
 - (1) 本部隊の指揮班、通報連絡（情報）班は、本部員として自衛消防本部（防災センター等）において統括管理者の指揮の補佐を行い、次の任務にあたる。
 - ア 自衛消防活動の指揮統制、状況の把握及び情報内容の記録。
 - イ 消防機関への情報や資料の提供、消防機関の本部との連絡。
 - ウ 在館者に対する指示。
 - エ 関係機関や関係者への連絡。
 - オ 消防用設備等の操作運用。
 - カ 避難状況の把握。

キ 地区隊への指揮や指示。

ク その他必要な事項。

- (2) 本部隊の初期消火班、避難誘導班、安全防護班、応急救護班は、地区隊長の指揮のもとで現場員として火災等発生場所における任務にあたる。
- (3) 統括管理者は、地区隊長が不在となった区域で火災等が発生した場合、現場に駆け付ける現場員の1名を指揮担当に指定し、その他の現場員の活動指揮にあたらせる。
- (4) 現場員は、地区隊長が不在となった区域で火災等が発生した場合、統括管理者が指定した指揮担当の指揮下で、情報収集、初期消火、避難誘導、安全防護、応急救護の任務にあたる。

(地区隊の任務)

第35条 地区隊は、当該地区隊の管理する区域内的の火災等においては、当該地区隊長の指揮の下に初動措置を行うものとし、その活動は、各事業所の消防計画に定める。

- 2 火災等発生場所を管理する当該地区隊以外の地区隊の活動は、統括管理者の命令により行うものとする。

(自衛消防組織の運用)

第36条 統括管理者は、自衛消防組織を基本編成による活動では困難と認められる場合は、本部隊・地区隊の各班の人員を増強又は移動するなどの対応により、効果的な自衛消防活動を行うものとする。

- 2 休日・夜間等における自衛消防活動体制は、別表9によるものとし、火災等が発生した場合は、次の措置を行うものとする。
 - (1) 火災を覚知した場合は、直ちに消防機関に通報後、初期消火活動を行うとともに、建物内残留者等の避難誘導を行う。

また、連絡協議会会長、統括防火・防災管理者、統括管理者、各事業所の防火・防災管理者等関係者に、別に定める緊急連絡網により急報する
 - (2) 消防隊に対しては、火災発見の状況、延焼状況、建物の構造等の情報及び資料等を提供するとともに、火災現場への誘導を行う。
- 3 休日・夜間等に発生した火災等に対しては、在館中の事業所等の従業員が協力するものとする。

(自衛消防組織の装備)

第37条 自衛消防活動要員等に必要な装備品等は、別表11「自衛消防活動等装備品リスト」に定める。

- 2 本部隊の装備品は、各事業所の管理権原者が共同して_____に保管し、必要な点検を行い、常時使用できる状態に維持管理するものとする。
- 3 地区隊の装備品は、各事業所の消防計画に定める。

(指揮命令体系)

第38条 連絡協議会会長は、火災等発生情報を覚知した場合は、統括管理者に対し防災センター等に自衛消防本部を設置するよう指示するものとする。

- 2 統括管理者は、防災センター等での収集情報及び地区隊長の報告等をもとに、自衛消防組織の機

能が有効に発揮できるよう早期に自衛消防活動体制を確保する。

- 3 統括管理者は、消防機関が到着したときは、自衛消防組織の活動状況、被災状況等の情報を提供するとともに消防機関の指揮下で協力を行うものとする。
- 4 防火・防災管理業務の一部を受託した事業者から派遣されている警備員等は、本部隊又は地区隊のもとに行動するものとする。

第2節 火災に関する事項

(火災発見時の措置)

第39条 火災の発見者は、消防機関（119番）への通報及び防災センター等に出火の場所、状況等を速報するとともに、周辺に火災を知らせるものとする。

- 2 防災センター等勤務員は、自動火災報知設備の受信機に火災表示を認めるときは、受信機の表示区域を確認して、直ちに係員を現場に派遣するとともに非常電話等で火災の状況を知らせる。
- 3 防災センター等勤務員は、火災を確認後、直ちに消防機関（119番）へ通報するとともに、統括管理者に報告し、必要により放送設備等により周知する。
- 4 各事業所の通報連絡班は、出火場所、火災の状況等を防災センター等に報告する。

(通報連絡)

第40条 本部隊の通報連絡（情報）班は、次の活動を行うものとする。

- (1) 現場確認者等から火災の連絡を受けた時は、直ちに119番通報する。
 - (2) 火災発生確認後、避難が必要な階の在館者への避難の放送を行う。
 - (3) 統括管理者、地区隊長及び関係者への火災発生の連絡を行う。
 - (4) 避難が必要な階以外の階への火災発生及び延焼状況の連絡を行う。
 - (5) 情報収集内容の記録。
- 2 地区隊の通報連絡（情報）担当は、次の活動を行うものとする。
 - (1) 出火場所、火災規模（範囲）、燃えているもの、延焼危険の確認。
 - (2) 逃げ遅れ者、負傷者の有無及び状況の確認。
 - (3) 消火活動状況、活動人員の確認。
 - (4) 防火区画形成状況の確認。
 - (5) 危険物品等の有無の確認。
 - (6) 前(1)～(5)の情報の統括管理者及び地区隊長への報告。
 - (7) 情報収集内容の確認及び記録。

(消火活動)

第41条 本部隊の初期消火班は、地区隊と協力し、消火器又は屋内消火栓設備等の消火設備を活用して初期消火を行うとともに防火戸、防火シャッター等を閉鎖し、火災の拡大防止にあたる。

- 2 地区隊の消火活動は、初動措置に主眼をおき活動する。

なお、自己地区隊の担当区域外で発生した場合は、臨機の措置を行うとともに、統括管理者の指示により行動するものとする。

(避難誘導)

第42条 本部隊の避難誘導班は、地区隊と協力し出火階及びその直上階（出火階が1階又は地下階の場合は、1階及び地下階）を優先して避難誘導するものとする。

- 2 エレベーター・エスカレーターによる避難は原則として行わないものとする。
- 3 避難誘導班は、非常口、特別避難階段附室前及び行き止まり通路等に部署する。
また、忘れ物等のため、再び入る者のないように万全を期するものとする。
- 4 避難誘導の開始の指示命令は、統括管理者が出火場所、火災の程度、消火活動状況等を総合的に、かつ、短時間のうちに判断し責任を持って行うものとする。
- 5 避難誘導にあたっては、携帯用拡声器、懐中電灯、警笛、ロープ等を活用して避難者に避難方向や火災の状況を知らせ、混乱の防止に留意し避難させなければならない。また、視聴覚障害者、外国人等については、担当者を指定して避難させるものとする。
- 6 避難放送にあたっては、早口をさげ落ち着いた口調で、同一内容を2回程度繰り返して行い、パニック防止に努めるものとする。
- 7 負傷者及び逃げ遅れ者等について情報を得たときは、直ちに自衛消防本部等（防災センター等）に連絡しなければならない。
- 8 _____を一時避難場所とし、避難終了後、人員点呼を行い、逃げ遅れた者の有無を確認し、自衛消防本部等（防災センター等）に報告するものとする。
- 9 地区隊の避難誘導担当は、担当地区の避難者に対し、前各項に従い、誘導にあたるものとする。

(安全防護)

第43条 本部隊・地区隊の安全防護班は、火災が発生した場合、相互に協力して排煙設備の操作を行うとともに防火戸、防火シャッター、防火ダンパー等の閉鎖を行うものとする。

- 2 出火階の防火戸及び防火シャッターは、他の階に優先して閉鎖するものとする。
- 3 自動閉鎖式の防火戸であっても、自動閉鎖を待つことなく、手動で閉鎖するものとする。
- 4 空調設備は、空調ダクトに火・煙が流入し、煙の拡散等危険性が拡大するので、原則として停止させることとする。
- 5 危険物等消防活動に支障となる物件が、火災発生の現場の近くにある場合は、できるだけ早く除去するものとする。
- 6 エレベーター及びエスカレーターは、昇降路が煙道となる危険があるため、原則として停止するものとする。
- 7 消火活動終了後は、スプリンクラー制御弁を停止し、水損防止を行うものとする。

(救出救護)

第44条 本部隊の応急救護班は、救護所を消防隊等の活動の支障のない安全な場所に設置するものとする。

- 2 本部隊・地区隊の応急救護班員は、相互に協力して負傷者の応急手当を行い、救急隊と連絡をとり、病院に搬送できるように適切な対応を行うものとする。
- 3 応急救護班は、負傷者の所属する事業所名、氏名、年齢及び負傷箇所等必要な事項を記録するものとする。

(消防機関への情報提供等)

第45条 本部隊は、自衛消防活動が消防機関に引き継がれ、消防隊の活動が効果的に行われるよう、次の活動を行うものとする。

- (1) 消防隊の進入路及び特殊車等の停車位置の確保、自衛消防の組織の活動状況の伝達。
- (2) 火災現場への誘導。
- (3) 出火場所、延焼範囲、逃げ遅れ者の有無、避難誘導状況、消防活動上支障となるものの有無などの情報の提供。
- (4) 自衛消防隊本部等の設置場所。

第3節 地震に関する事項

▲(緊急時地震速報受信時の対応)

第46条 防災センター等勤務員は、緊急地震速報を受信した場合は、次の活動を行うとともに統括管理者及び統括防火・防災管理者に報告する。

- (1) 避難口等の防火戸の電気錠を解錠し、避難経路を確保する。
- (2) 人命の安全、被害の軽減及びパニックの発生防止のための在館者への緊急地震速報発表の放送等を行う。
- (3) 火気使用設備器具の担当者は、出火防止のため電源や燃料バルブ、ガスの元栓を遮断する。

(地震発生時の初期対応)

第47条 地震発生時は、揺れがおさまるまで身体の安全を図る。

2 初期情報の収集

同時に多発する地震災害では、初期情報の収集がその後の活動の基本となることから次の活動を行う。

- (1) 情報は災害活動の拠点となる防災センター等に一元化し収集する。
- (2) 防災センター等勤務員は、建物図面等の関係資料を準備する。
- (3) 防災センター等勤務員は、総合操作盤、館内モニター、管内巡視員等から情報収集をする。
- (4) エントランス受付、総合案内所、地下駐車場等からも広く情報収集する。

3 防災センター機器障害発生時の対応

防災センターの総合操作盤の障害により、機器による情報収集が出来なくなった場合は、通報連絡(情報)員を増強し、建物内を巡回させ情報収集を行う。

4 安心情報の提供

防災センター等勤務員は、揺れがおさまった後、早期に館内放送を行い、在館者等の不安感等を和らげるための放送を開始する。

- (1) 建物内の被害状況等について逐次情報提供を行いパニックの発生防止に努める。
- (2) 負傷者情報を防災センターに提供するよう呼びかける。
- (3) 余震等による落下物等からの身体防護を呼びかける。

5 初期対応

- (1) 火気使用設備器具の直近にいる者は揺れを感じたとき又は大きな揺れがおさまった後、電源や燃料バルブ、ガスの元栓を遮断する。

- (2) 統括管理者は、在館者等の安全防護を呼びかける。
 - ア エレベーターの使用禁止。
 - イ エスカレーターの使用禁止。
 - ウ 落下物からの身体防護の指示。
 - エ 屋外への飛び出しの禁止。
- (3) 二次災害の発生を防止するため、建物、火気使用設備器具、危険物施設等について別表 8 に基づき点検を実施し、異常が認められる場合は、使用禁止等の応急措置を行う。

▲（地震災害対策本部の設置）

第 4 8 条 連絡協議会会長である本部長（以下「本部長」という。）は、大規模地震が発生した場合の広範囲かつ長時間にわたる地震災害活動に対応するため、別記 2「_____地震災害対策本部」を設置する。

- 2 地震災害対策本部の構成員は、連絡協議会構成員及び統括管理者とする。
- 3 地震災害対策本部の任務は、次のとおりとする。
 - (1) 被害状況及び活動状況の把握。
 - (2) 自衛消防活動の総括及び支援。
 - (3) 応急対策の決定。
 - (4) 復旧計画の策定。
 - (5) その他地震災害活動に関すること。
- 4 地震災害対策本部の構成員の任務は、次のとおりとする。
 - (1) 本部長は、本部を統括するとともに、地震災害活動に最高指揮者として自衛消防組織の活動を統括するものである。
 - (2) 副本部長は、本部長を補佐するとともに前項第 2 号から第 5 号の任務を担当するものとする。
 - (3) 統括防火・防災管理者は、本部の統括班長として本部の運営に当たるとともに自衛消防組織の活動の支援を行うものとする。
- 5 地震災害本部の設置場所は、自衛消防本部とする。

（被害状況の確認）

第 4 9 条 統括管理者は、建物全体の被害状況及び活動状況に関する情報を収集、一元化し管理する。

- 2 統括管理者は、地震災害対策本部へ被害状況および活動状況について逐次報告する。
- 3 被害状況及び活動状況の把握
 - (1) 統括管理者は、各地区隊長からそれぞれの担当区域における被害状況及び活動状況について報告を受ける。
 - (2) 情報の優先順位は、負傷者、閉じ込められた者の発生状況、火災等の二次災害の有無、建物構造等の損壊状況等とする。
 - (3) 統括管理者は、本部隊の通報連絡(情報)班を増強し、総合操作盤、館内監視カメラ、地下駐車場モニター、設備モニター等の機器情報及び館内巡回等による情報収集を強化する
- 4 被害状況等の伝達
 - (1) 統括管理者は、地区隊長に建物全体の被害状況及び各隊の活動状況を伝達し、災害対応活動の円滑化を図る。

- (2) 統括管理者は、必要に応じて館内放送により建物の被害状況や活動状況等を伝達し、在館等の不安解消を図る。
- (3) テレビやラジオ等からの情報を収集し、必要に応じて次の事項について館内放送で伝達する。
 - ア 帰宅困難者の発生に備えた交通機関の状況。
 - イ 二次災害に備えた余震、津波等の発生危険。

(救出救護)

第50条 救出活動は、生存率の高い時間内に迅速かつ効率的に行う必要があり、消防機関の迅速な活動が期待できない場合は、地震災害対策本部が主体となって行う。

2 救出救護の原則

- (1) 救出活動現場で同時に火災が発生している場合は、原則として火災を制圧してから救出活動にあたる。
- (2) 救出活動は、人命の危険が切迫している人から救出する。

3 二次災害の防止

- (1) 救出活動では、要救助者及び救出作業者の安全を確保するための監視員を配置し、二次災害の発生防止に努める。
- (2) 救出作業では、不測の事態に備えて消火器や水バケツ等を準備する。
- (3) 救出活動でチェーンソーやエンジンカッター等の機器を使用する場合は、機器の取扱に習熟した者が担当する。

4 応援の要請等

- (1) 地区隊長は、救出活動に際し、人手が不足する場合は、統括管理者に応援要請を行うとともに、周囲の人に協力を要請する。
- (2) 建設土木重機等が必要な場合は、事前に協定した建設業者等に当該重機及び操作技術者等の派遣を要請する。

5 応急救護所の設置及び搬送

- (1) 本部隊の応急救護班は、大きな揺れがおさまった後、応急救護所を設置する。
- (2) 応急救護所は、避難等の障害とならない場所に設置する。
- (3) 応急救護班は、負傷者が発生した場合の応急手当を行うとともに、被害状況により緊急を要し、かつ消防機関の救急隊による搬送が期待できない場合は、市川市地域防災計画（震災編）に定める救護所、医療機関に搬送する。
- (4) 救出した人には、救出した場所、時間等を記入した負傷者カードを掲示し、救護活動を行う。

(エレベーター停止への対応)

第51条 統括管理者は、速やかに各エレベーターの停止位置を確認し、次の活動を行う。

- (1) 本部隊は、インターホンで各エレベーターに呼びかけを行い閉じ込められた者の有無について確認する。
- (2) 閉じ込められた者が発生した場合は、速やかにエレベーター管理会社の緊急連絡先に連絡する。
- (3) 閉じ込められた者の発生したエレベーターの停止位置を確認するとともに、インターホンで閉じ込められた者への呼びかけを開始し、エレベーター管理会社への連絡、その他地震の状況等を適宜連絡し、閉じ込められた者を落ち着かせる。

- (4) エレベーター管理会社の行う「閉じ込め者発生時の救出訓練」等に参加し技術等を習熟した者がいる場合で、エレベーター管理会社の到着が著しく遅れる等緊急やむを得ない場合は、エレベーター管理会社の到着を待たずに救出活動を行う。
- (5) エレベーター管理会社が到着した場合は、エレベーターの停止位置等の情報を伝達し、現場へ誘導する。

2 復旧対策等

- (1) 停止したエレベーターは、安全確認が終了するまで使用禁止の措置を徹底する。
- (2) 長周期地震動によりエレベーターが停止した場合は、震度にかかわらず綿密な点検を行い、安全を確認する。
- (3) 地震後の早期復旧についてエレベーター管理会社との連携体制等について確保する。

3 報告等

- (1) 従業員等が、エレベーターに閉じ込められた場合は、インターホンで防災センターにその旨を連絡するとともに、負傷者の有無等について伝える。
- (2) エレベーターの閉じ込めを発見した場合は、防災センター等に報告する。

(地震による出火防止への対応)

第52条 地震による火災は、同時多発するとともに消火設備等の機能の低下により対応が困難となることから出火防止等を徹底する。

- (1) 火気使用設備器具の直近にいる者は、地震を感じたとき又は大きな揺れがおさまった後、電源の遮断及び燃料バルブ、ガスの元栓の閉鎖等の出火防止を行う。
- (2) ボイラー等火気使用設備の担当者は、燃料の自動停止装置の作動の確認及びバルブの閉鎖を行う。

2 初期消火

- (1) 地区隊長は、担当区域内の出火危険箇所に初期消火班を派遣し、早期発見・消火を行う。
- (2) 複数の出火箇所がある場合の消火活動は、避難経路となる場所を優先して行う。

(避難施設・建物損壊への対応)

第53条 統括管理者は、総合操作盤、館内モニター等からの情報、本部隊通報連絡（情報）班及び地区隊長等からの被害情報を総合的に判断し、安全な避難経路の選定を行う。

- (1) 地区隊長は、揺れがおさまった後、安全防護班に担当区域内の避難口、廊下、避難階段等の防火戸、防火シャッター等の開閉状況を確認させ、安全な避難路を選定するとともに統括管理者に報告する。
- (2) 統括管理者は、防火戸、防火シャッターの開閉等の機能障害を把握した場合は、代替の避難経路を選定し地区隊長に指示する。
- (3) 火災が拡大し消火が困難となった場合は、避難者の避難完了を確認した後、防火戸及び防火シャッターを閉鎖し区画する。

2 スプリンクラー設備等の機能障害への対応

- (1) スプリンクラー設備等の自動消火設備が作動しない場合は、周囲の人の協力を求め、消火器や水バケツを集結し消火にあたる。
- (2) 統括管理者は、スプリンクラー設備からの不時散水状況を把握し、安全防護班に水損防止の措

置を行わせる。

3 安全区画の形成

- (1) 安全防護班は、防火戸、防火シャッターの自動閉鎖機能に障害が生じた場合は、手動操作により行う。
- (2) 地区隊長は、建物の損壊や収容物の倒壊等によって、防火戸、防火シャッターの閉鎖障害が生じ、安全区画を変更する場合は、区画内の避難者の確認及び統括管理者への報告を行う。

(ライフライン等の機能不全への対応)

第54条 ライフライン等の機能不全への対応については、本計画に定めるほか、各事業所の消防計画に定めるものとする。

2 停電への対応

- (1) 防災センター等勤務員は、自家発電機設備の始動を確認するとともに館内放送で非常電源への切り替えについて放送する。
- (2) 自衛消防活動に必要な携帯用照明器具、懐中電灯、発動発電機、バッテリー等について確保する。
- (3) 地震後、常用電源が供給された場合の二次災害の防止のためブレーカー等の遮断を徹底する。
- (4) 長時間の停電に備えて自家発電機設備の燃料の補給を行う。

3 ガス供給停止への対応

- (1) ガス緊急遮断装置の作動の確認を行う。
- (2) 地震動によるガス配管等からの漏洩の点検を行う。
- (3) ガスの漏洩を発見した場合は、直近の遮断弁を閉鎖し、周囲の人を速やかに退避させ、火源（電灯、スイッチ等による引火爆発を含む）に注意して拡散させる。

4 断水への対応

- (1) 統括管理者は、給水弁を操作し、消火用水を確保する。
- (2) 飲料水は、貯水槽等の損壊等の被害状況を確認した後、給水する。
- (3) 災害活動の長期化にともなう生活用水等の確保については、時期を失することなく要請する。

5 通信障害への対応

- (1) 統括管理者は、防災センター、本部隊各班長、地区隊長との間に複数の連絡手段を確保する。
- (2) 電話による通信は、原則として緊急通信に限定し、従業員等の安否等については、災害伝言ダイヤル等を活用する。

6 交通障害への対応

- (1) 交通機関の運行状況に関する情報収集を強化する。
- (2) 道路の亀裂、陥没による通行止め情報の収集にあたる。
- (3) 交通障害が長期化するおそれが生じた場合は、早期に必要な物資等の応援要請を行う。

7 活動支援体制の強化

災害活動が長期化する場合は、地震災害対策本部等の機能を強化し、自衛消防組織の要員の交代や日常生活物資の補給を行う。

(避難誘導)

第55条 統括管理者は、地震が発生した場合、パニック防止を図り、別図3「避難判断基準」に基

づき避難するか、建物内に残留するかを判断する。

2 前項の規定によらず、防災関係機関から避難命令があった場合は、速やかに避難誘導を行う。

(避難命令の伝達)

第56条 避難に関する命令伝達は、視聴覚障害者、外国人等を考慮し、放送設備等を使用して行う。

(避難上の留意事項)

第57条 統括管理者は、地震時の避難については在館者等の混乱防止に努めるほか、次によるものとする。

- (1) 建物の損壊危険等がある場合は、在館者等を屋外の安全な場所に避難させる。
- (2) 統括管理者及び地区隊長は、避難の指示を出すまで、在館者等を落ち着かせ、照明器具や棚等の転倒・落下・移動に注意しながら、柱の回りや壁際など安全な場所で待機させる。
- (3) 統括管理者は、全館一齐に避難する場合は、幼児・老人を優先し、避難者をブロックごとに分け、避難順を指定して行う。
- (4) 統括管理者は、避難を行う場合、地区隊長と連携し、各階の避難経路に避難誘導員を配置して行う。

2 一次退避場所への避難

- (1) 地区隊長は、事業所の天井の落下、収容物の転倒・落下・移動、火災が発生するなど危険が切迫した場合は、建物内の退避場所へ従業員等を避難させる。
- (2) 地区隊長は、傷病者等自力避難困難者に対しては、担当員を配置し、誘導させるなど一次対応を行う。
- (3) 地区隊長は、避難状況を統括管理者に連絡する。

3 避難場所への避難

火災の延焼状況及び建物の損壊・倒壊等の状況を判断し、危険が切迫しているときは、地域防災計画に定める避難場所へ避難誘導する。

- (1) 避難場所に誘導するときは、() までの順路、道路状況、被害状況について説明する(別図2「避難経路図」)。
- (2) 避難する際は、車両等を使用せず全員徒歩とする。
- (3) 避難誘導にあたっては、拡声器やメガホン等を活用するとともに、避難者の先頭と最後尾に誘導員を配置する。
- (4) 避難する際には、ブレーカーの遮断、ガスの元栓の閉鎖等を行う。

(帰宅困難者対策)

第58条 帰宅困難者となるおそれのある従業員等に対する支援の確保及び情報の提供等については、本計画に定めるほか各事業所の消防計画に定めるものとする。

2 統括管理者は、帰宅困難者に対し、次のことを行う。

- (1) 交通機関の運行状況及び道路等の被害状況の把握に努め、館内放送等を活用して従業員等に達する。
- (2) 地区隊長への帰宅困難者対策実施の指示。
- (3) 帰宅困難者情報の関係機関等への提供。

- (4) 救護施設の設置指示と救援物資の支給。
- (5) 従業員や従業員の家族の安否情報の確認・連絡手段として通信機関の災害伝言ダイヤル等を活用した連絡体制を確立する。

(ライフライン、危険物等に関する二次災害発生防止)

第59条 統括管理者は、地震後の建物の使用開始及び復旧作業等に伴う災害発生を防止するため、点検・検査員及び安全防護班員に次のことを行わせるものとする。

- (1) 火気使用器具及び電気設備等からの火災発生要因の除去又は使用禁止の措置を行う。
- (2) ガス配管等からの漏洩の有無のチェック、漏洩防止処置及び立ち入り禁止措置を行う。
- (3) 危険物品等からの火災発生要因の除去及び安全な場所への移動又は危険場所への立入禁止の措置を行う。
- (4) 消防用設備等の使用可否を把握するとともに、使用可能な消火器等を安全な場所に集結して管理する。
- (5) エレベーター、エスカレーター、空調設備等の稼働開始に伴う安全確認及び防護措置を行う。
- (6) 給水開始に伴う配管等の漏洩防止措置を行う。
- (7) 避難経路の確保及び建物内損壊箇所等の応急措置を行う。

(復旧作業等の実施)

第60条 統括防火・防災管理者及び事業所の防火・防災管理者は、復旧作業及び建物を使用再開するときは、十分に連携し、次に掲げる措置を講ずる。

- (1) 復旧作業に係る工事人に対する出火防止等の教育を徹底する。
- (2) 復旧作業に係る立入禁止区域を指定するとともに従業員等に周知徹底する。
- (3) 復旧作業と事業活動が混在する場合は、相互の連絡を徹底するとともに監視を強化する。
- (4) 使用再開にあたっては、通常と異なる利用形態となることから避難経路を明確にするとともに従業員等に周知徹底する。

(警戒宣言等の対応)

第61条 統括防火・防災管理者は、警戒宣言等の発令が出された場合、次の事項について必要な指示・命令を行う。

- 1 各管理権原者への伝達。
- 2 自衛消防組織に対する指示。
- 3 本建物内の在館者等への伝達。
- 4 火気等の使用に関する留意事項の伝達。
- 5 各事業所で実施する被害防止措置。
 - (1) 窓ガラス等の落下・散乱防止措置。
 - (2) 照明器具等の落下防止と固定。
 - (3) 事務室内の事務機器等の落下・転倒・移動防止措置。
 - (4) 工事及び高所作業を行う者への工事資機材等の転倒・落下・移動防止等の安全措置。
- 6 警戒宣言等に関する情報の収集。
- 7 その他必要な事項。

(その他の災害に対する対応)

第62条 従業員等は、毒性物質の発散があった場合又は、発散のおそれを発見した場合は、統括管理者（本部・防災センター等）に連絡するものとする。

2 統括管理者は、前項の情報を得た場合や原因不明で多数の死傷者等が発生した場合は、本部員に周囲の立入禁止措置を行い、従業員等を避難させる。

3 統括管理者は、第1項の情報を消防、警察等に連絡し、その指示に従うものとする。

- (4) 消防用設備等・特殊消防用設備等、防災設備等の機能及び取扱要領
- (5) 防災センターの役割とその重要性
- (6) 地震対策に関する事項
- (7) 警戒宣言が発せられた場合の応急措置対策等に関する基本事項
- (8) その他防火・防災管理上及び自衛消防活動上必要な事項

第2節 訓練の実施

(従業員等の訓練)

第69条 統括防火・防災管理者及び統括管理者は、各事業所の従業員等を対象とし、火災、地震等が発生した場合、迅速かつ的確な所定の行動ができるよう、次により建物全体についての訓練を定期的に実施するものとする。

1 総合訓練

- (1) 火災総合訓練
- (2) 地震総合訓練

2 部分訓練

- (1) 指揮訓練
- (2) 通報訓練
- (3) 消火訓練
- (4) 避難訓練
- (5) 救出救護訓練
- (6) 安全防護訓練
- (7) その他NBCR等に伴う災害に係る対応訓練

3 その他の訓練

- (1) 建物平面図、配置図、設備図等を使用し、災害を想定した図上訓練
- (2) 自衛消防組織の編成及び任務の確認
- (3) 自衛消防活動に供する設備機器及び装備等の取扱い訓練

4 訓練の実施時期等

訓練の種別	実施時期	備考
火災を想定した訓練	___月、___月	・ 通報、消火、避難の訓練の要素を取り入れた総合訓練を実施する。
地震等を想定した訓練	___月、___月	・ 避難の訓練を主体とした総合訓練を実施する。
部分訓練等	___月、___月	必要に応じ実施する。

- ・ 統括管理者は、訓練指導者を指定して実施するものとする。
- ・ 訓練参加者は、自衛消防組織を含むすべての従業員とする。

(訓練時の安全対策)

第70条 統括防火・防災管理者は、訓練時における訓練参加者の事故防止等を図るため、訓練実施前、訓練実施中、訓練実施後安全管理を実施するものとする。

(1) 訓練実施前

- ア 訓練に使用する施設、資機材及び設備等は、必ず事前に点検を実施するものとする。
- イ 事前に訓練参加者の服装、資機材及び健康状態を的確に把握し、訓練の実施に支障があると判断した場合は、必要な指示又は参加させない等の措置を講じること

(2) 訓練実施中

- ア 安全管理を担当する者は、訓練の状況全般が把握できる位置に、補助者は安全管理上必要な箇所に配置し、各操作及び動作の安全を確認すること。
- イ 訓練中において、使用資機材及び訓練施設に異常を認めた場合は、直ちに訓練を停止して、是正措置等を講じること。

(3) 訓練終了後

- 訓練終了後の資機材収納時についても、手袋、保安帽を着装されるなど十分に安全を確保させること。

(自衛消防訓練実施結果の検討)

- 第71条** 統括防火・防災管理者は、自衛消防訓練終了後直ちに訓練結果について検討会を開催する。
なお、検討会には、原則として訓練に参加した者が出席するものとする。
- 2 統括防火・防災管理者は、別表13「自衛消防訓練実施結果記録書」に記録し、以後の訓練に反映させるものとする。
- ▲3 統括防火・防災管理者は、訓練検討結果を基に防火・防災管理委員会に報告するものとする。

(自衛消防訓練の通知)

- 第72条** 統括防火・防災管理者は、自衛消防訓練を実施しようとするときは、あらかじめ「自衛消防訓練通知書」により所轄消防署へ通報するものとし、実施日時、訓練内容等について事業所の防火・防災管理者等に周知徹底する。

雑 則

▲ (経費の分担)

- 第73条** この計画に定める事業を行うときは、その都度協議し、経費の分担を定める。

附 側

この計画は、平成____年____月____日から施行する。

別表1 (第4条関係)

災害想定

建物の概要 (所在地、階数、構造、延床面積、用途等)	市川市内に所在、地上 階、地下 階、延床面積 _____ m ² 、エレベーター 機(常用 機・非常用 機) 建築構造 _____ 造、建築年 _____ 年、 _____ < _____ >
発生日震の情報(震度、時間、曜日等)	直下型震度6強、地震発生日時: _____ 月頃の _____ 曜日、 _____ 時 _____ 分
その他のシナリオ条件 (在館者数、従業員数、火気使用状況、天候、温度等)	_____ 人、_____ 利用者 _____ 人・従業員 _____ 人、_____ 利用者 _____ 人・_____ 従業員 _____ 人、 天候: _____、気温: _____ °C

被害種類と考慮すべき態様	番号	①被害想定 (被害の具体的事象)	②防火防災安全上の目標設定
1. 建物等の基本被害	1	建物構造の一部に被害を確認した。床：現状使用を継続する上での問題なし。	在館か建物外への避難の判断を_____分以内に下す。
	2	外構オブジェ(高さ_____m)が倒壊したが、負傷者の発生はなし。	負傷者を出さない。避難経路を確保する。
	3	_____部分のフリーアクセスフロアがせりあがり、床の崩壊が起こる。	転倒事故による負傷者を出さない。
	4	外壁・窓ガラス・看板の一部が落下し、建物周囲にガラスが散乱する。	散乱物による負傷者を出さない。
	5	複数店舗天井が落下する。照明器具も落下し破損し、ガラス片が飛散する。	散乱物による負傷者を出さない。
2. 建築設備等被害	6	揺れにより非常用自家発電機が損壊し、機能しない。	電源の確保を早急に行う。
	7	ボイラー用の燃料タンクから重油が漏洩する。	漏油に着火させない。着火しても延焼拡大させない。
	8	_____のエレベーターが非常停止して_____が閉じ込められる。	安全階での解放・救出。
	9	エスカレーター急停止により来館者が将棋倒しになり数名の負傷者が発生する。	怪我人を増やさない。
	10	屋上のビルマルチ空調が停止し、ビル内の気温は40度程度まで上昇。	熱中症患者を出さない。
3. 避難施設等被害	11	非常用放送設備が断線により使用不能になり、防災センタ等一からの避難誘導ができなくなる。	避難の混乱による負傷者を出さない。
	12	_____階で、_____内のキャビネット転倒により、_____従業員が閉じ込められる。	閉じ込め者を全員救出する。
	13	屋上鉄骨階段の一部が脱落し、避難経路として使用できない。	避難経路を変更し、非常用放送設備による指示で避難者の安全を確保する。
	14	_____の出入口に避難者が殺到し、負傷者が発生する。	負傷者を拡大させない。パニックを起こさない。
4. 消防用設備等	15	配管破裂・ヘッド損傷によって漏水し、スプリンクラーが使用不能となる。	代替の設備での消火対応。
	16	地下駐車場でボンベ転倒のため二酸化炭素消火設備が使用不能となる。	酸素濃度の低下による被害者を出さない。
	17	煙感知器連動の防火戸が故障で作動しない。	延焼防止。煙による窒息被害を防止する。

被害種類と考慮すべき態様	番号	①被害想定 (被害の具体的事象)	②防火防災安全上の目標設定
	18	_____ 陳列棚の移動などにより、防火シャッターが閉鎖障害となる。	火災発生の場合は煙害および延焼の防止。
	19	火災感知器の配線が断線し、機能停止する。	感知漏れを発生させない。
5. 収容物等被害	20	吹き抜け上部に吊るされた看板や天井などが落下する	負傷者を出さない。避難経路障害を作らない。
	21	_____の商品が多数転倒・落下する。	負傷者を出さない。避難経路障害を作らない。
	22	_____のパーテーションが転倒し負傷者が発生。	負傷者を出さない。避難経路障害を作らない。
	23	_____のガラスパーテーションが外れ破損する。	破損したガラスに近づかない。
6. ライフライン等被害	24	断水により飲料水を確保できなくなり、トイレが使用できない。	トイレを使用できるようにする。飲料水を確保する。
	25	受変電設備が地震の振動による横ズレにより機能停止し、停電発生。	必要な場所での一定以上の照度を確保する。
	26	電話が輻輳してなかなか繋がらない。そのため、自衛消防隊員同士が連絡をとれず、テナント企業も本社への連絡が取れなくなる。	通信連絡を取れる環境を確保する。
	27	電話線が普通となり、消防への救助要請ができない。	公設消防隊へ救助要請を行う。
	28	建物の倒壊、道路の亀裂などによって交通網が寸断され、多数の帰宅困難者が発生。	避難民の生活上最低限の環境を維持する。飲料水・食料の確保。
	29	交通網の寸断により公設消防が到着せず、消火や救助活動が困難になる。	延焼防止。閉じ込め者、負傷者の救出。
7. 火災等の発生 (派生的被害含む)	30	_____階の飲食店厨房のフライヤーから出火する。	延焼拡大防止、負傷者を出さない。
	31	水道管破裂による地下階の浸水が発生する。	溺死者を出さない。水道を早期に停止させる。
	32	重要書類、商品、貴重品等の盗難が発生する。	盗難被害を最小限にとどめる対策。
	33	_____ 工事中の溶接火花から可燃物に着火する。	火災を拡大させない。
	34	地下街で都市ガス配管が破裂し、ガスが漏洩する。	引火・爆発させない。ガスを早期に屋外への排出、ガス中毒者を出さない。
	35	安否情報、被災状況、救援の動向などの情報を求める人が防災センターなどに殺到。	非常放送により被災者に的確な情報を提供する。パニックを起こさない。
8. 人的被害	36	_____が多数発生する。	_____ ための対応。
	37	_____で停電が発生。暗闇で_____が大声で騒ぐ。	パニックを起こさないための対応。
	38	_____フロアにおいて、_____ごとの避難指示がかみ合わず、来館者の避難が混乱する。	将棋倒しによる負傷者を出さない。
	39	_____にいる在館者に不確かな情報が錯綜する。	パニックを起こさない。
	40	落下してくるガラスの破片による負傷者が発生する。	負傷者の応急手当。
	41	帰宅困難者に熱中症患者・脱水症患者が発生する。	患者の手当て。
	42	_____からの出火により、煙吸引による負傷者が発生する。	負傷者の手当。
	43	_____で、女性利用客が転倒した什器の下敷きになる。	負傷者の救出・救助、応急手当。

被害想定に基づく応急的対策事項と予防的事項

被害種類と考慮すべき態様	番号	対応行動の具体化	
		③応急的対策事項	④予防的事項
1. 建物等の基本被害	1	応急判定士や建築技術者により、建物の損傷箇所を目視・確認する。	耐震診断、耐震補強工事を行う。
	2	関係者以外立ち入り禁止措置をとる。散乱物を撤去する。	工作物の耐震性の確認を行う。
	3	関係者以外立ち入り禁止措置をとる。避難経路の確保。	フリーアクセスフロア支柱の耐震措置を講じる。免震床の採用。
	4	_____を建物周囲へ近づけない。	立ち入り禁止措置範囲の事前把握。庇の設置検討。
	5	_____を近づけない。破損ガラスの片付け清掃。	天井・器具・機器の固定、振止めの取り付け。
2. 建築設備等被害	6	懐中電灯で明かりをとる。非常用自家用発電機を修理する。	設備の耐震固定を行う。
	7	燃料の回収作業を行う。	タンクの耐震診断・耐震補強を行う。防油堤燃料タンクの周囲に可燃物を放置しない。防火区画の機能確認。
	8	非常用インターホンでの負傷者の有無の確認と、消防隊・エレベーター管理会社への連絡。	エレベーター会社と緊急時の対応、復旧・救出フローの確認を行う。エレベーター内に緊急時脱出用のパールを常設する。
	9	エスカレーターへの立ち入り禁止看板を立てる。	エスカレーター会社と緊急時の対応を確認する。
3. 避難施設等被害	10	冷却シート配布、飲料水配布。空調機の早期復旧。	空調設備の耐震診断・耐震補強を行う。
	11	各_____まで防災センターから連絡員を派遣する。無線がある場合は無線を利用して連絡を試みる。	非常用放送設備および配線の耐震診断・耐震補強を行う。
	12	公設消防隊への連絡。チョークによるマーキングやドアノブに蛍光リングを活用するなど安否確認を行う。パールによるこじ開けを試みる。	安否確認方法の確立、扉の開錠方法の事前確認。
	13	立ち入り禁止措置を行い、代替経路図を掲示しておく。誘導員を配備する。	鉄骨階段の劣化状況（錆やボルトの緩み等）を確認しておく。
4. 消防用設備等	14	避難誘導係を十分な人数配置する。	定員管理を徹底する。避難誘導訓練を実施する。
	15	火災が発生していないことを確認してから、制御弁を閉止する。	制御弁室の場所を確認しておく。1系統の防護範囲を確認しておく。
	16	当該区画からの人員の避難誘導、および避難放送。	設備の耐震診断・耐震補強を行う。
	17	誘導員の配置により、立ち入り禁止措置をとる。	定期的に防火戸の機能点検を行う。
	18	障害物を除去し、防火区画を適切に形成する。閉鎖障害があった旨を防災センターへ知らせる。	防火シャッターおよび防火戸の周囲に物品を放置しない。什器・陳列棚を設置する場合は耐震補強を行い、商品の落下防止策を講じる。
5. 収容物等被害	19	火災が発生していないか現場確認を行う。防災センター被害状況を報告する。	配線に余裕を持たせておく。
	20	吊看板や剥がれかかった天井の下に近づかない。	吊り下げ物は落下防止策を強化する。
	21	大きな陳列棚や什器に近寄らない。	揺れやすい方向と棚の配列方向を確認しておく。
	22	負傷者を応急救護室へ運び、応急手当をする。	棚に耐震補強を講じる。重心が高くないようにバランスの良い収納をする。
6. ライフライン等被害	23	破損したガラスに近づかない。	不要なパーテーションを撤去する。パーテーションの固定を強化する。
	24	受水槽から水を取りバケツに溜めておく、仮設トイレを設置する。業者に修理依頼の連絡をとる。	非常用飲料水を各階に常備しておく。周辺地域の公衆トイレとマンホール位置を確認する。仮設トイレを事前調達。
	25	窓のカーテンを開く。無窓廊下では懐中電灯を準備する。	設備の耐震補強を講じる。各テナントに懐中電灯を準備しておく。

被害種類と考慮すべき態様	番号	対応行動の具体化	
		③応急的対策事項	④予防的事項
	26	_____から防災センターへ連絡員を派遣して情報を得る。	衛星携帯電話を事前に購入しておく。
	27	防災センター等から最寄の消防署まで連絡員を派遣する。	最寄りの消防署の位置を確認して置く。
	28	帰宅難民が寝泊りできるよう、ホールを開放。仮設トイレの設置。 非常食・水の配給。	震災時帰宅支援マップの配布。オフィスフロアの女性は運動靴常備。
	29	消火器、消火栓を用いた独力による迅速な初期消火。独力による負傷者の救出。	消火設備および救助器具・救急用品の充実。消火訓練・救急訓練の実施。
7. 火災等の発生	30	消火器による初期消火。排煙装置起動。煙が多い場合、濡れたハンカチで口を覆い、低い姿勢をとり、非常口誘導灯をたよりに避難。	厨房用自動消火設備の設置、点検強化。
	31	_____階からの避難誘導。水道業者への連絡。	水道管の耐震化。水道管が破裂した場合でも地下に水が溜まらない構造にする。
	32	建物の入退場制限を行う。 現金・貴重品・重要書類の管理を行う。	防犯担当責任者の役割を明確にしておく。
	33	消火器による初期消火を行い、鎮火させる。	溶接作業には、必ず消火器を配備するよう工事業者を指導しておく。
	34	排煙装置を起動して換気を行い、ガスの充満を防ぐ。ハンカチ鼻と口を覆い、非常口誘導等に沿って避難する。	ガス配管の耐震化を行う。
	35	特設テレビを設置する。	_____ごとにラジオを準備、ラジオの電池の備蓄。
8. 人的被害	36	_____を設置。_____がパニックを起こさないようカウンセラーを設置。	有事の際の_____の責任者を決めておく。
	37	非常用放送設備にて避難誘導のアナウンスをするとともに、落ち着くよう促す。	停電時の行動マニュアルを施設案内の冊子などに盛り込む。
	38	パニック防止放送を行う。避難誘導員を配置し、複数の避難経路に人を分散させる。	パニック防止放送の確認を行う。全テナントの避難手順をあらかじめ決めておく。避難訓練回数を増やす。
	39	安全情報（施設の対応方針等）を在館者に知らせる。	イベント時の警備員と事前に避難誘導体制等を協議しておく。
	40	医療チーム派遣の要請。応急救護所の設置。	有事の際の救護所の場所をあらかじめ決めておく。AEDを設置しておく。
	41	医療チームの派遣要請。熱中症患者に優先的に水を供給する。風通しの良い日陰へ移動させる。	冷却シート・水・スポーツドリンクの備蓄。 日よけ用のテントを準備しておく。
	42	安全な場所に負傷者を搬送する。救急隊到着までに応急手当を行う。	スプリンクラー・泡消火設備などを耐震補強する。
	43	救助チーム・医療チーム派遣の要請。バール・ジャッキなどで救出を試みる。	バール・ジャッキなどを準備しておく。AEDを設置しておく。

別表3（第8条関係）

防火・防災管理委員会構成表

	事業所名	備考
委員長		
副委員長		
副委員長		
委員		

別表5 (第10条関係)

防火対象物等実態把握表 (平成 年 月 日現在)

	防火対象物等の現状		事業所等の使用状況		危険物施設の状態		消防設備等の設置状況	
	項目	内容	項目	内容	項目	内容	項目	内容
防火対象物等の現状	所有形態	単独・共有・区分所有・その他 ()	直通階段数	屋内階段 (本) 屋外階段 (本)				
	建築年月日	年 月 日	建物内の事業所数					
	階 層	地上 階、地下 階	防災センター		有 ・ 無			
	全体の用途		統括 防火・防災 管理	該当	有 ・ 無			
	建物全体の面積	m ²		協議会	有 ・ 無			
	建物全体の収容人員		防火・防災管理業務の一部委託		有 ・ 無			
	建物構造	耐火・準耐火・防火・木造						
	事業所等の使用状況	各事業所等の使用階数		各事業所等と建物所有者との関係 (賃貸形態)	賃貸・転借・単独・共有・区分所有・その他 ()			
各事業所等の用途								
防火・防災管理の委託状況		有 ・ 無						
危険物施設の状態	危険物施設等の区分・場所		建築設備の状況	非常用エレベーター	該・否 設置数 ()			
	品 名			その他のエレベーター	該・否 設置数 ()			
	届出・許可	有 ・ 無		エスカレーター	該・否 設置数 ()			
消防設備等の設置状況	消防設備	消火器	該 ・ 否	警報設備	自動火災報知設備	該 ・ 否		
		屋内消火栓設備	該 ・ 否		放送設備	該 ・ 否		
		粉末消火設備	該 ・ 否		ガス漏れ火災警報設備	該 ・ 否		
		スプリンクラー設備	該 ・ 否	避難設備	避難器具	該 ・ 否 ()		
		泡消火設備	該 ・ 否		避難階段	該 ・ 否		
		不活性ガス消火設備	該 ・ 否		排煙設備	該 ・ 否		
		必要な設備	連結送水管	該 ・ 否				

別表7 (第13条関係)

消防用設備等自主点検チェック表

実施設備	確認箇所	点検結果
消火器 (年 月 日実施)	(1) 設置場所に置いてあるか。 (2) 消火薬剤の漏れ、変形、損傷、腐食等がないか。 (3) 安全栓が外れていないか。安全栓の封が脱落していないか。 (4) ホースに変形、損傷、老化等がなく、内部に詰まりがないか。 (5) 圧力計が指示範囲内にあるか。	
屋内消火栓設備 泡消火設備(移動式) (年 月 日実施)	(1) 使用上の障害となる物品はないか。 (2) 消火栓扉は確実に開閉できるか。 (3) ホース、ノズルが接続され、変形、損傷はないか。 (4) 表示灯は点灯しているか。	
スプリンクラー設備 (年 月 日実施)	(1) 散水の障害はないか。(例、物品の集積など) (2) 間仕切り、棚等の新設による未警戒部分はないか。 (3) 送水口の変形及び操作障害はないか。 (4) スプリンクラーのヘッドに漏れ、変形はないか。 (5) 制御弁は閉鎖されていないか。	
水噴霧消火設備 (年 月 日実施)	(1) 散水の障害はないか。(例、物品の集積など) (2) 間仕切り、棚等の新設による未警戒部分はないか。 (3) 管、管継手に漏れ、変形はないか。	
泡消火設備(固定式) (年 月 日実施)	(1) 泡の分布を妨げるものがないか。 (2) 間仕切り、棚等の新設による未警戒部分はないか。 (3) 泡のヘッドに詰まり、変形はないか。	
不活性ガス消火設備 ハロゲン化物消火設備 粉末消火設備 (年 月 日実施)	(1) 起動装置又はその直近に防護区画の名称、取扱方法、保安上の注意事項等が明確に表示されているか。(手動式起動装置) (2) 手動式起動装置の直近の見やすい箇所に「不活性ガス消火設備」「ハロゲン化物消火設備」「粉末消火設備」の表示が設けてあるか。 (3) スピーカー及びヘッドに変形、損傷、つぶれなどはないか。 (4) 貯蔵容器の設置場所に標識が設けてあるか。	
屋外消火栓設備 (年 月 日実施)	(1) 使用上の障害となる物品はないか。 (2) 消火栓扉の表面には、「消火栓」又は「ホース格納箱」と表示されているか。 (3) ホース、ノズルに変形、損傷はないか。	
動力消防ポンプ設備 (年 月 日実施)	(1) 常置場所の周囲に、使用の障害となるような物がないか。 (2) 車台、ボディー等に割れ、曲がり及びボルトの暖みがないか。 (3) 管そう、ノズル、ストレナー等に変形、損傷がないか。	
自動火災報知設備 (年 月 日実施)	(1) 表示灯は点灯しているか。 (2) 受信機のスイッチは、ベル停止となっていないか。 (3) 用途変更、間仕切り変更による未警戒部分はないか。 (4) 感知器の破損、変形、脱落はないか。	
ガス漏れ火災警報設備 (年 月 日実施)	(1) 表示灯は点灯しているか。 (2) 受信機のスイッチは、ベル停止となっていないか。 (3) 用途変更、間仕切り変更、ガス燃焼機器の設置場所の変更等による未警戒部分がないか。 (4) ガス漏れ検知器に変形、損傷、腐食等がないか。	
漏電火災警報器 (年 月 日実施)	(1) 電源表示灯は点灯しているか。 (2) 受信機の外形に変形、損傷、腐食等がなく、ほこり、錆等で固着していないか。	
非常ベル (年 月 日実施)	(1) 表示灯は点灯しているか。 (2) 操作上障害となる物がないか。 (3) 押しボタンの保護板に破損、変形、損傷、脱落等がないか。	
放送設備 (年 月 日実施)	(1) 電源監視用の電源電圧計の指示が適正か、電源監視用の表示灯が正常に点灯しているか。 (2) 試験的に放送設備により、放送ができるか確認する。	
避難器具 (年 月 日実施)	(1) 避難に際し、容易に接近できるか。 (2) 格納場所の付近に物品等が置かれ、避難器具の所在がわかりにくくなっていないか。 (3) 開口部付近に書棚、展示台等が置かれ、開口部をふさいでいないか。 (4) 降下する際に障害となる物がなく、必要な広さが確保されているか。 (5) 標識に変形、脱落、汚損がないか。	
誘導灯 (年 月 日実施)	(1) 改装等により、設置位置が不適正になっていないか。 (2) 誘導灯の周囲には、間仕切り、衝立、ロッカー等があって、視認障害となっていないか。 (3) 外箱及び表示面は、変形、損傷、脱落、汚損等がなく、かつ適正な取り付け状態であるか。 (4) 不点灯、ちらつき等がないか。	
消防用水 (年 月 日実施)	(1) 周囲に樹木等使用上の障害となる物がないか。 (2) 道路から吸管投入口又は採水口までに消防自動車の進入通路が確保されているか。 (3) 地下式の防火水槽、池等は、水量が著しく減少していないか。	
連結散水設備 (年 月 日実施)	(1) 送水口の周囲は、消防自動車の接近に支障がないか。また送水活動に障害となるものがないか。 (2) 送水口に変形、損傷、著しい腐食がないか。 (3) 散水ヘッドの各部に変形、損傷等がないか。 (4) 散水ヘッドの周囲には、散水を妨げる広告物、棚等の障害物がないか。	
連結送水管 (年 月 日実施)	(1) 送水口の周囲は、消防自動車の接近に支障がないか。また送水活動に障害となるものがないか。 (2) 送水口に変形、損傷、著しい腐食等がないか。 (3) 放水口の周囲には、ホースの接続や延長等の使用上の障害となる物がないか。 (4) 放水口を格納する箱は変形、損傷、腐食等がなく、扉の開閉に異常がないか。 (5) 表示灯は点灯しているか。	
非常コンセント設備 (年 月 日実施)	(1) 周囲に使用上障害となるような物がないか。 (2) 保護箱は変形、損傷、腐食等がなく容易に扉が開閉できるか。 (3) 表示灯は点灯しているか。	
点検実施者氏名	統括防火・防災管理者確認	

(備考)・本建物該当設備のみチェックします。

・不備・欠陥がある場合は、直ちに統括防火管理者に報告します。(凡例) ○：良、×：不備・欠陥、△：即時改修

別表8 (第13条、第47条関係)

建物・防火・避難施設等自主検査チェック表 (定期)

実施項目		確認箇所		検査結果	
建物構造	(1) 基礎部	上部の構造体に影響をおよぼす沈下・傾き・ひび割れ・欠損等がないか。			
	(2) 柱・はり・壁・床	コンクリートに欠損・ひび割れ・脱落・風化等はないか。			
	(3) 天井	仕上材にはく落・落下のおそれのあるたるみ・ひび割れ等がないか。			
	(4) 窓枠・サッシ・ガラス	窓枠・サッシ等には、ガラス等の落下又は枠自体のはずれのおそれのある腐食、緩み、著しい変形等がないか。			
	(5) 外壁(貼石・タイル・モルタル・塗装等)・ひさし・パラペット	貼石・タイル・モルタル等の仕上材に、はく落・落下のおそれのあるひび割れ・浮き上がり等が生じていないか。			
	(6) 屋外階段	各構成部材及びその結合部に、緩み・ひび割れ・腐食・老化等はないか。			
	(7) 手すり	支柱が破損・腐食していないか。また、取付部に緩み・浮きがないか。			
	(8) 消防隊非常用進入口	表示されているか。また、進入障害はないか。			
防火施設	(1) 構造及び開口部等	① 防火戸取り付け部の壁体にひび割れ等の不具合等はないか。 ② 防火戸の内外に防火上支障となる可燃物の堆積及び避難の障害となる物品等を置いていないか。 ③ 防火戸は円滑に開閉できるか。			
	(2) 防火区画	① 防火区画を構成する壁、天井に破損がないか。 ② 階段内に配管、ダクト、電気配線等が貫通していないか。 ③ 自動閉鎖装置(ドアチェック等)付の防火戸等のくぐり戸が最後まで閉まるか。 〔確認要領〕・常時閉鎖式は最大限まで開放して閉まるのを確認する。 ・煙感知器連動閉鎖式は、防火戸を止めているマグネット等を手動により外し自動的に閉鎖するのを確認する。 ④ 防火シャッターの降下スイッチを作動させ、防火シャッターが最後まで降下するか。 ⑤ 防火戸・防火シャッターが閉鎖した状態で、隙間が生じていないか。 ⑥ 防火ダンパーの作動状況は良いか。			
避難施設	(1) 廊下・通路	① 有効幅員が確保されているか。 ② 避難上支障となる設備・機器(看板)等の障害物を設置していないか。			
	(2) 階段	① 手すりの取り付け部の緩みと手すり部分の破損がないか。 ② 階段室の内装は不燃材料になっているか。 ③ 階段室に設備・機器等の障害物を設置していないか。 ④ 非常用照明がバッテリーで点灯するか。			
	(3) 避難階の避難口(出入口)	① 扉の開放方向は避難上支障ないか。 ② 避難扉の錠は内部から容易に開けられるか。 ③ 避難階段等に通ずる出入口の幅は適切か。 ④ 避難階段等に通ずる出入口・屋外への出入口の付近に障害物はないか。			
火気器具設備	(1) 厨房設備(コンロ、レンジ、フライヤー等)、給湯器等	① 可燃物品から適正な距離が保たれているか。また、周辺部は炭化していないか。 ② ガス配管は亀裂、老化、損傷していないか。 ③ 油脂分を発生する器具の天蓋及びグリスフィルターは清掃されているか。 ④ 排気ダクトの排気能力は適正か。また、ダクトは清掃されているか。 ⑤ 燃焼器具の周辺部に炭化しているところはないか。			
	(2) ガスストーブ、石油ストーブ	① 自動消火装置は適正に機能するか。 ② 火気周囲は整理整頓されているか。			
電気設備	(1) 変電設備	① 電気主任技術者等の資格を有する者が検査を行っているか。 ② 変電設備の周囲に可燃物を置いていないか。 ③ 変電設備に異音、過熱はないか。			
	(2) 電気器具	① タコ足の接続を行っているか。 ② 許容電流の範囲内で電気器具を適正に使用しているか。			
危険物施設	(1) 少量危険物施設等	① 標識は掲げられているか。 ② 掲示板(類別・数量等)には、正しく記載されているか。 ③ 換気設備は適正に機能しているか。 ④ 容器の転倒、落下防止措置はあるか。 ⑤ 整理整頓状況は適正か。 ⑥ 危険物の漏れ、あふれ、飛散はないか。 ⑦ 屋内タンク、地下タンクの場合に、通気管のメッシュに亀裂等はないか。			
	(2) 指定可燃物施設等	① 標識は掲げられているか。 ② 貯蔵取扱所周囲に火気はないか。 ③ 整理整頓(集積)の状況は良いか。			
その他	固定等	① 各種施設設備の固定ボルト等に地震動によって移動するおそれが生じるような腐食が生じていないか。 ② ロッカー、商品陳列ケース、棚、看板等の転倒、移動、落下防止等の措置が行われているか。			
検査実施者氏名		検査実施日	検査実施者氏名	検査実施日	統括防火・防災 管理者確認
構造関係 _____		年 月 日	火気設備器具 _____	年 月 日	
防火関係 _____		年 月 日	電気設備 _____	年 月 日	
避難関係 _____		年 月 日	危険物施設 _____	年 月 日	

(備考) 不備・欠陥がある場合には、直ちに統括防火管理者に報告します。

(凡例) ○…良

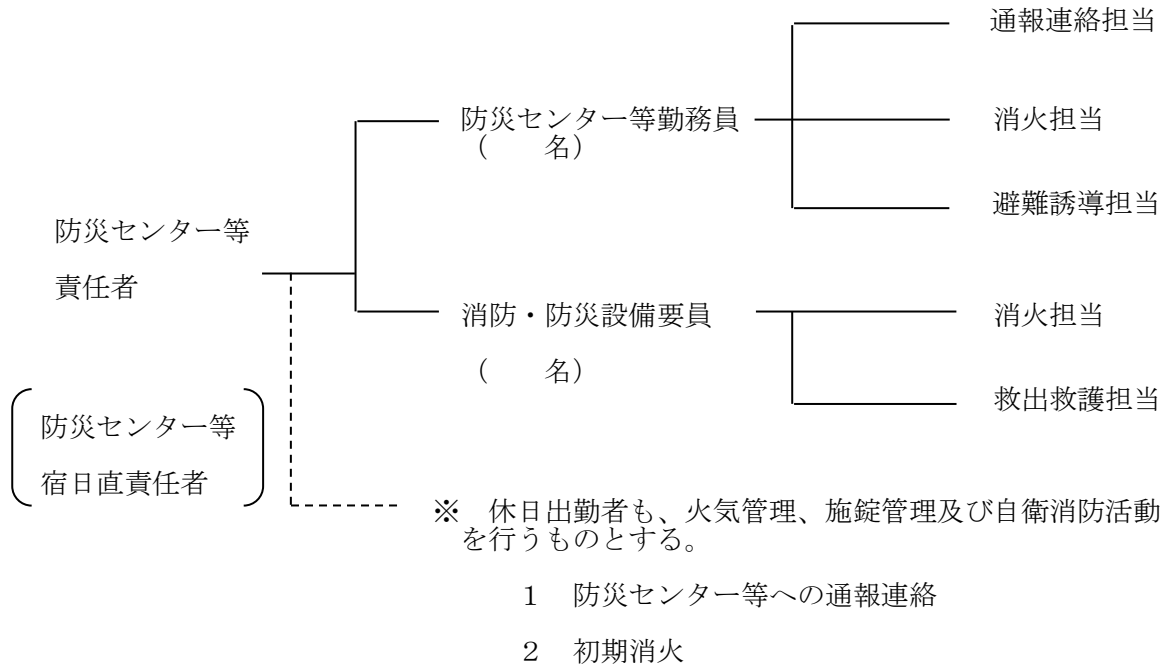
×…不備・欠陥

△…即時改修

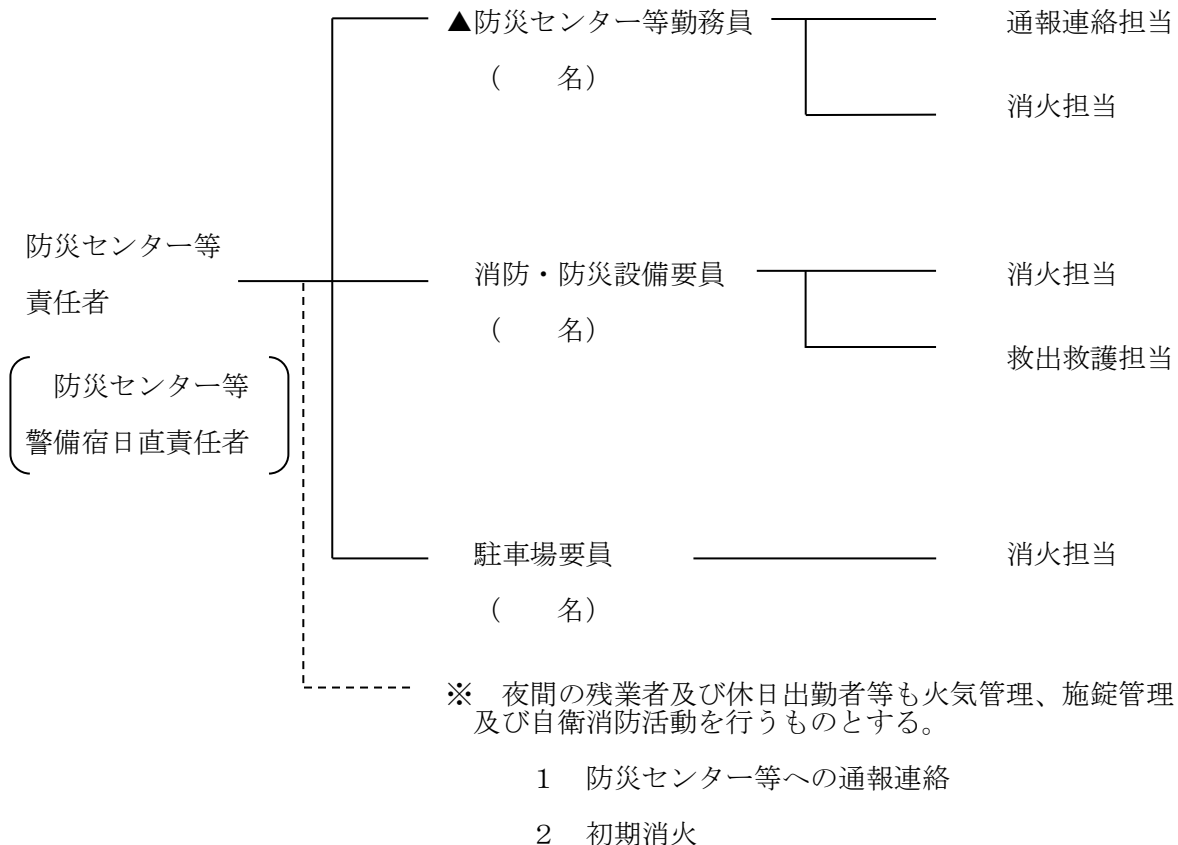
別表9（第19条、第36条関係）

休日、夜間等の自衛消防組織体制

1 休日の指揮体制



2 夜間の指揮体制



別表 10 (第 28 条関係)

転倒・落下・移動防止措置等の自主検査チェック表 (定期)

実施項目及び確認箇所		検査結果
建物周囲等	街灯の支柱の固定状況 (ボルト等の緩み・腐食・変形・損傷)	
	照明器具の取り付け状況 (ボルト等の緩み・腐食) 本体の変形・損傷	
	看板及びモニュメント等の固定状況 (ボルトの緩み・腐食) 本体の腐食・変形・損傷	
	屋外階段の床面の亀裂・変形・損傷、手すりの取り付け状況等	
	自動ドア、回転ドアの取り付け状況、作動状況等	
屋上	水槽の固定状況 (ボルトの緩み・腐食・変形) 本体の腐食・変形・損傷	
	配管等の固定の状況、接合部の状況 (漏れ・腐食・変形)	
	フレキシブルチューブ等緩衝装置の状況 (腐食・変形・損傷)	
	外壁清掃用ロボットアーム又はゴンドラ等の取り付け状況、本体の腐食・変形・損傷・安全装置の機能	
	その他の設備等の固定状況	
エンロトランス・	照明設備の取り付け状況 (固定ボルトの緩み等) 本体の変形・損傷	
	天井吊り下げ看板等の固定状況・吊り下げロープ、本体の変形・損傷	
	看板、モニュメント等の固定状況、変形・損傷	
	大型の室内植栽等の固定、移動防止措置の状況	
	長いす、ベンチ等の固定、移動防止措置の状況	
電気・空調・機械室等	設備・機器間及び壁体との間隔が保たれているか (物品等を置いていないか)	
	設備・機器の固定状況 (固定ボルトの緩み・腐食・変形・損傷)	
	配線、配管等の状況 (固定・腐食・変形・損傷)	
	フレキシブルチューブ等の緩衝装置の状況 (腐食・変形・損傷)	
	壁体に亀裂等による漏水等がないか。	
	区画となる防火戸の腐食・変形・損傷及び閉鎖機能	
	ダクトの固定状況 (固定ボルトの緩み・腐食・変形・損傷)	
		統括防火・防災管理者確認

(備考) 不備・欠陥がある場合には、直ちに統括防火・防災管理者に報告する。

(凡例) ○…良 ×…不備・欠陥 ⊗ … 即時改修

別表 1 1 (第 3 7 条関係)

自衛消防組織装備品リスト

任務別	品 名			
	用意すべき資機材	○×	用意が推奨される資機材	○×
指 揮	消防計画（自衛消防活動要領）		携帯用拡声器	
	建築図面（平面図・配管図・電気設備図等）		指揮本部用の資機材及び標識（隊旗）	
	名簿（従業員・宿泊者・入院者等）		照明器具（懐中電灯・投光器等）	
			情報伝達機器（トランシーバー等）	
通報連絡	非常通報連絡先一覧		携帯用拡声器	
			情報伝達機器（トランシーバー等）	
初期消火	防火衣又は作業衣		▲可搬消防ポンプ	
	消火器具		破壊器具（とび口等）	
			防水シート	
避難誘導	マスターキー		ロープ	
	切断機具（ドアチェーン等切断用）		誘導の標識（案内旗等）	
	名簿（従業員・宿泊者・入院者等）			
	携帯用拡声器			
	照明器具（懐中電灯等）			
安全防護	キー、手動ハンドル（防火シャッター、エレベーター、非常ドア等）		エンジンカッター	
	救助器具（ロープ、バール、ジャッキ等）		油圧式救助器具セット	
	建物図面（平面・配管・電気設備等）			
応急救護	応急医薬品		応急救護所設置資器材（テント、ベッド等）	
	担架		傷病者記録用紙	
			車椅子	
			自動体外式除細動器（AED）	
救 出	非常用搬出品リスト（契約書類、台帳、PC、電子記録等）		防水シート	
			保管標識	
その他	災害用活動服、ヘルメット、運動靴、手袋、警笛		携帯発電機	

※ 資機材は、持ち出しやすい場所に備蓄・保管します。

※ 備蓄・保管施設に損壊等のおそれがある場合は、分散して保管します。

※ 食糧（缶詰、乾パン等）：必要日数×必要人数分

※ 飲料水（目安 1日/3リットル）：必要日数×必要人数分

別表 1 3 (第 7 1 条関係)

自衛消防訓練実施結果記録書

実施日時	平成 年 月 日 時 分～ 時 分				
実施場所					
実施範囲	全体 ・ 部分 (棟 階)				
訓練想定 (該当する□に チェックをし、具 体的な内容を記 載する。)	<input type="checkbox"/> 火災 ・ <input type="checkbox"/> 地震 ・ その他の災害() 具体的な内容：				
訓練項目等(該当 する□にチェッ クをし、参加人員 を記入する。)	<input type="checkbox"/> 総合訓練		名		
	個別 訓練	<input type="checkbox"/> 消火訓練	名	<input type="checkbox"/> 通報訓練	名
		<input type="checkbox"/> 避難訓練	名		
		<input type="checkbox"/> その他 ()			名
訓練参加者 内 訳	・従業員・居住者(全員・一部) 名(内パート、アルバイト 名) 参加者内訳： 自衛消防隊員 名(全員・一部・特定の人) 自衛消防隊 本部・地区隊(全員・一部) ▲防災センター勤務者 名				
訓練想定	火災・地震・その他 ()		発災階 ()・場所 ()		
訓練指導者	職 氏名				
結果への意見	全体の評価				
	推奨事項				
	反省点				
記入作成者	職 氏名				

- 備考 1. 総合訓練とは、火災の覚知又は発見から消防隊到着までの初期消火、通報連絡、避難誘導、消防隊への情報提供など一連の自衛消防活動に係る訓練をいう。
2. 訓練事前計画や実施記録等を別に作成した場合は、添付しておくこと。

別図 1 (第 3 条関係)


管理権原の範囲を明示する図 (各階)

階			
占有部分	区分	事業所等	管理権原者
共用部分			

別図 2 (第 17 条、第 57 条関係)

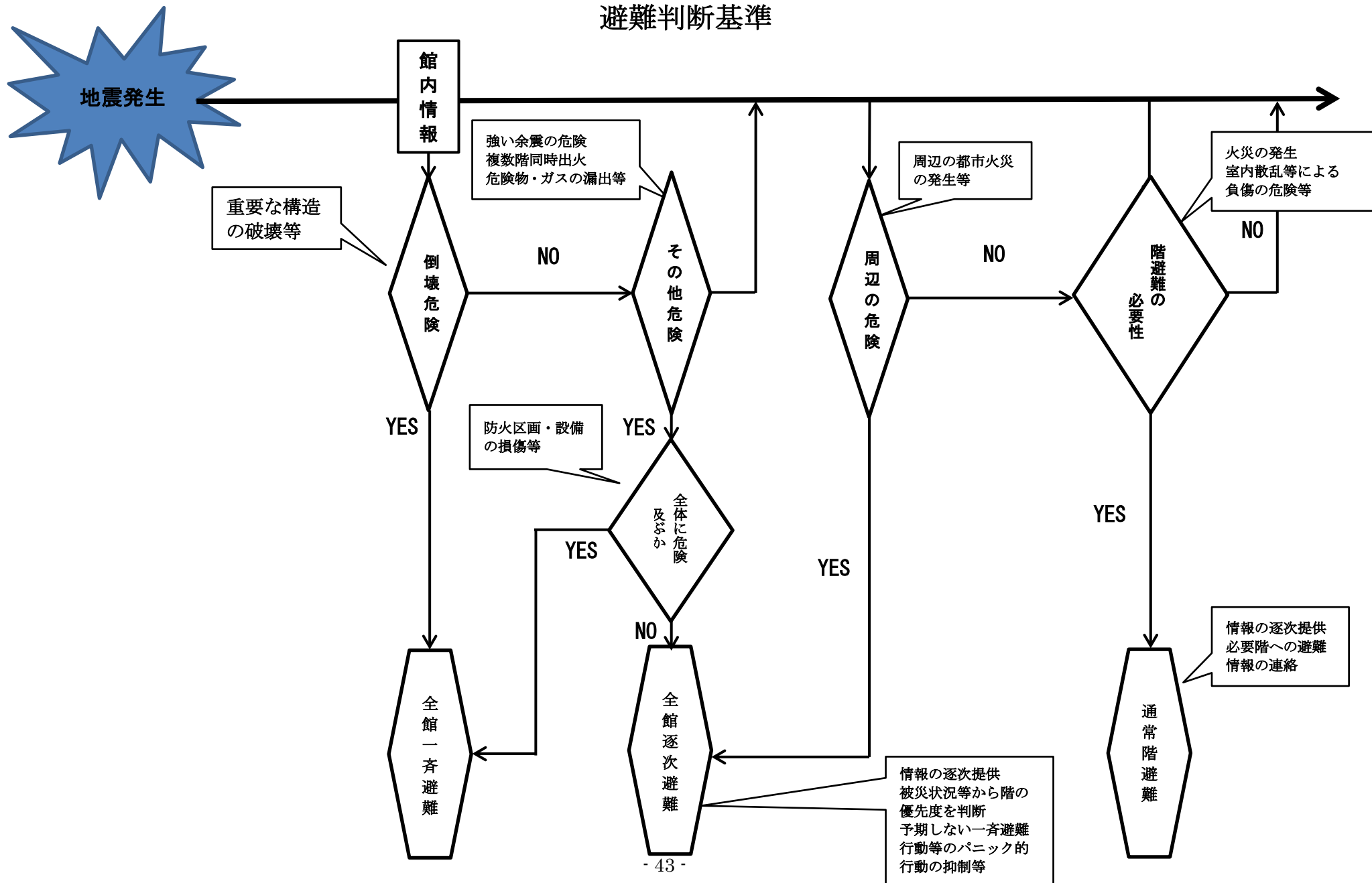
避難経路図

避難経路図



別図3 (第55条関係)

避難判断基準



別記1（第32条関係）

共同自衛消防組織連絡協議会運用要領

1. 目的

この協議会は、消防法第8条の2の5に基づき_____内の自衛消防組織設置義務対象の事業所の各管理権原者の協議により共同自衛消防組織を設置することを目的とする。

2. 連絡協議会の設置

共同自衛消防組織を設置するため別表1「_____共同自衛消防組織連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）」を設置する。

3. 連絡協議会長等

- (1) 連絡協議会の会長は、_____とする。
- (2) 副会長は、_____とする。
- (3) 会長は、自衛消防組織を設置（変更）したときは、消防機関に届出をする。

4. 連絡協議会の審議事項等

- (1) 連絡協議会の設置及び運用に関すること。
- (2) 統括管理者の選任に関すること。
- (3) 共同自衛消防組織が業務を行う範囲に関すること。
- (4) 共同自衛消防組織の見直しに関すること。
- (5) 共同自衛消防組織の要員に対する教育訓練に関すること。
- (6) その他共同自衛消防組織に関すること。

5. 統括管理者の選任

統括管理者は、_____とする。

6. 連絡協議会の事務局

連絡協議会の事務局は、_____に置くものとする。

7. 自衛消防組織が業務を行う範囲

自衛消防組織が業務を行う範囲は、_____建物全体及び敷地部分とする。

8. 自衛消防組織の編成等

自衛消防組織の編成及び主な任務は、別記1の別表2「_____自衛消防組織の編成表」、のとおりとする。

9. 自衛消防組織の見直し等

会長は、訓練の実施結果及び連絡協議会構成員の交代等を踏まえ、自衛消防組織の見直しを行うものとする。

10. 教育訓練

統括管理者は、自衛消防組織の要員に対し計画的に教育訓練を行い、要員の活動能力の向上と連携を図るものとする。

11. 資格管理

資格管理会長は、統括管理者及び本部隊の班長の自衛消防業務講習資格について管理するものとする。

協議会長				
統括管理者		(自衛消防組織全体に対する本部隊の直接指揮、命令、監督などを行う。)		
統括管理者の代行者		(統括管理者を補佐し、統括管理者が不在時は、その任務を代行する。)		
災害発生時の任務		1 自衛消防組織本部の設置及び指揮統制、状況の把握、情報内容の記録	4 避難状況の把握及び避難の指示	
		2 消防隊への情報の提供及び災害現場への誘導	5 地区隊への指示並びに地区隊からの情報の収集	
		3 関係機関や関係者への連絡	6 消防用設備等の操作運用、その他指揮統制上必要な事項	
本部隊の編成		災害等発生時の任務	警戒宣言が発せられた場合の組織編成と任務	
			組織編成	任 務
通報連絡 (情報)班	班長	1 消防機関への通報並びに通報の確認 2 館内への非常通報並びに指示命令の伝達 3 関係者への連絡 (緊急連絡一覧表による。)	情報収集班として編成	1 報道機関等により東海地震注意情報及び警戒宣言発令に関する情報を収集し、統括管理者に連絡する。
				2 周辺地域の状況を把握する。
				3 放送設備、提示板、携帯拡声器等により在館者に対する情報の周知を図る。
				4 非常用食料品、飲料水、医薬品等及び防災資機材の確認をする。
		5 在館者の調査をする。		
初期消火班	班長	1 出火階に直行し、消火器及び屋内消火栓等による消火作業に従事 2 地区隊が行う消火作業への指揮指導 3 消防隊との連携及び補佐	点検措置担当班として編成	建物構造、防火設備、避難施設、電気、ガス、エレベーター、消防用設備等、危険物施設等の点検及び保安の措置を講ずる。
避難誘導班	班長	1 出火階並びに上層階に直行し、避難開始の指示命令の伝達 2 非常口の開放並びに開放の確認 3 避難上障害となる物品の除去 4 未避難者、要救助者の確認及び本部への報告 5 ロープ等による警戒区域の設定	災害時と同様	混乱防止を主眼として、来館者及び通行人等の案内及び避難誘導を行う。
安全防護班	班長	1 火災発生地区へ直行し、防火シャッター、防火戸、防火ダンパー等の閉鎖 2 非常電源の確保、ボイラー等危険物施設の供給運転停止 3 エレベーター、エスカレーターの非常時の措置	点検措置班として編成	上記の初期消火班の任務に同様。
応急救護班	班長	1 応急救護所の設置 2 負傷者の応急救置 3 救急隊との連携、情報の提供	情報収集班として編成	上記の指揮班と通報連絡班の任務に同様のほか、救出資器材等の確認を行う。

※ 各班は、任務を適切に行うため、最低限2人以上の要員を確保する。ただし、被害想定、訓練の検証結果により増減することができる。

地区隊の編成	災害等発生時の任務	警戒宣言が発せられた場合の組織編成と任務	
		組織編成	任 務
通報連絡 (情報)班	防災センターへの通報及び隣接事業所等への連絡	情報収集班と編成	テレビ、ラジオ等により情報を収集する。
初期消火班	消火器等による初期消火及び本部隊初期消火班の誘導	点検担当班として編成	担当区域の転倒、落下防止措置を講じる。
避難誘導班	出火時における避難者の誘導	災害時と同様	本部の指揮により、避難誘導を行う。
安全防護班	水損防止、電気、ガス等の安全装置及び防火戸、防火シャッターの操作	点検担当班として編成	上記の初期消火班の任務に同様。
応急救護班	負傷者に対する応急処置	応急措置担当	上記の消火班の任務に同様。
		_____自衛消防隊	地区隊長 _____
		_____自衛消防隊	地区隊長 _____
		_____自衛消防隊	地区隊長 _____
		_____自衛消防隊	地区隊長 _____
		_____自衛消防隊	地区隊長 _____
		_____自衛消防隊	地区隊長 _____
		_____自衛消防隊	地区隊長 _____
		_____自衛消防隊	地区隊長 _____
		_____自衛消防隊	地区隊長 _____
		_____自衛消防隊	地区隊長 _____

別記2（第48条関係）

地震災害対策本部

地震災害は、同時発生し、その活動時間は長時間と多くの人の協力が必要となることから_____内各事業所が一体となって人名の安全と被害の軽減及び復旧対策等を行うため「地震災害対策本部」を設置する。

本部長		
副本部長		
統括管理者		
本部総括班長		
統括管理者の代行		
本部隊		
通報連絡（情報）班	※ 「通報連絡（情報）班」、「安全防護班」 要員を増強する。 ※ 「初期消火班」（「重要物搬出班」）は 応急救護所設置の支援に当たる。	
初期消火班		
避難誘導班		
安全防護班		
応急救護班		
地区隊		
_____自衛消防隊	※ 災害活動の長期間化に備えて 交代要員を確保する。	
_____自衛消防隊		
_____自衛消防隊		
_____自衛消防隊		
_____自衛消防隊		
_____自衛消防隊		
_____自衛消防隊		
_____自衛消防隊		
_____自衛消防隊		
_____自衛消防隊		
_____自衛消防隊		
_____自衛消防隊		